

令和8年3月4日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	渡 邊 賢 一	議員	10番	伊 藤 正 彦	議員
11番	古 沢 清 志	議員	12番	太 田 芳 彦	議員
13番	阿 部 清	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	後 藤 健 一 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋 藤 真 朗	市 長	猪 倉 秀 行	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	石 橋 慶 幸	みらい協働課長
小 林 博 之	財 政 課 長	菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長
黒 田 美 紀	健 康 増 進 課 長	東 海 林 茂 美	学 校 教 育 課 長

○事務局職員出席者

高 橋 良 子	事 務 局 長	伊 藤 正 弘	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	熊 谷 拓 哉	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第1回定例会
令和8年3月4日(水) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和8年3月4日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	災害(地震・火災)について	(1) 近年発生した地震と火災を踏まえ、市長の所見を伺いたい。 (2) 自主防災組織への加入及び活動の状況について。また、自主防災組織の活動拠点となる一時避難所への防災備品等の設置に対する補助について (3) 本市における住宅用火災警報器の普及率及び購入に対する補助について	12番 太田芳彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>(4) 防災マップの活用方法について</p> <p>(5) 防災井戸の今後の配備に関する考えについて</p> <p>(6) 避難所への各種備品の備蓄状況及び指定避難所の空調設備の整備状況について。また、災害時におけるトイレに関する課題について</p> <p>(7) 民間企業との災害に関する協定締結の近年の状況について</p>		
2	公共施設における防災設備の増強を	<p>(1) 新中学校を指定避難所や防災拠点として位置づけることについて</p> <p>(2) 避難時におけるTKB（トイレ・食事・睡眠）への対応や公共施設の備えの強化などをどう考えているか。</p> <p>(3) 災害時に学校給食施設を利用して温かい食事を提供することについて</p>	7番 太田陽子	市長
3	地域防災の強化を	<p>地域防災の強化に向け、防災士の協力を得て、新防災マップの周知徹底やマイタイムラインの活用を。</p>		市長
4	義務教育の完全無償化に向けて	<p>(1) すべての子どもに修学旅行への補助を。</p> <p>(2) 小学校入学時に必要な算数セットなどの教材を入学のお祝いに。</p>		教育長
5	山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備について	<p>(1) 建設費及び運営に関する財政リスクについて</p> <p>(2) 国の財政措置と本市負担の見通しについて</p> <p>(3) 本市の中長期財政への影響について</p>	16番 後藤健一郎	市長
6	学校の校内環境について	<p>(1) 学級経営上、困難を抱えている状況への対応について</p> <p>ア 現状とその原因について</p> <p>イ 家庭への協力要請について</p> <p>ウ 学力低下と人員補充について</p> <p>エ 教員の配置と負担軽減について</p>	5番 月光裕晶	教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		オ 今後の対策について (2) 子どもへの盗撮防止対策について ア 施設面の防止対策について イ 教職員や生徒への指導について ウ 通報体制について エ 今後の防止対策について		

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田芳彦議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号1番について、12番太田芳彦議員。

○**太田芳彦議員** おはようございます。

無会派の太田芳彦です。今回もトップバッターを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、全国的に頻発している災害、特に地震・火災について検証と今後の対応について質問させていただきます。

初めに、令和6年1月1日に発生した地震について振り返ります。

石川県能登地方を震源として発生したマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県の志賀町及び輪島市で震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6以上の揺れを観測しました。

この地震のみならず、1月1日、最大震度5強の地震以降、震度7を1回、震度6弱を2回、震度5強を8回、震度5弱を7回観測し、震度1以上の地震は合計1,651回を数える等、地震活動は長期間にわたり継続したとの報告がなされたようです。多くの方が亡くなられており、痛ましい災害でした。

そして、もう1件は、火災についてであります。これも皆様の記憶に新しい案件ではないでしょうか。

2025年11月18日から大分県佐賀関で大規模火災が発生し、住宅等約194棟が被災、無人島を含め約6万3,800平米が消失しました。

今回の焼失棟数の被害規模は、2016年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を上回り、この数十年では最大規模の市街地火災になりました。

この火災の特徴は、大分県では降水量が少ない状況が続いており、大気が乾燥した状態でした。大分地方気象台の観測では、火災が発生したときの風速は5.8メートルで、佐賀関付近は豊予海峡に面しており、強い北西の風が吹き、延焼が拡大したと考えられています。

また、拡大要因としては、佐賀関は、漁港町として発展してきたため、限られた土地に木造建築物が密集して立ち並んでいる。そのため建物間の距離が十分確保されていないことと、道幅が狭いこと、そして佐賀関の空き家が561件で、市内全体の16%を占めておりました。そのために、火災に気づくのが遅れたことが主な要因と思われます。

そこで、最初の質問です。近年に起きた地震と火災の事例を紹介しましたが、最初に市長の御所見を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** おはようございます。

近年発生した地震と火災を踏まえた、これに対する所見ということで御質問いただきました。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、建物の損壊などにより多くの方々がお亡くなりになり、ライフライン等にも甚大な被害をもたらしました。

また、多くの建物が延焼した大分県佐賀関の火災では、木造建築物が密集していたことや強風だったことなど様々な悪条件が重なり、ここ数十年で最大規模の市街地火災となりました。

この2つの大きな災害について、被害を大きくした原因として考えられることは、主に次の5つがあるかというふうに思っております。

1つ目は建物やインフラの老朽化、2つ目は地理的な制約からアクセスが困難なこと、3つ目は人口減少による空き家の増加、4つ目は高齢化社会が進行中であること、5つ目、地球温暖化がもたらす異常気象による災害・火災の激甚化であると考えております。

なお、能登半島の被災地では、その後、水害もございました。

このように被害を大きくした原因に対しては、防災部門だけにとどまらず、道路や上下水道等のインフラ強化対策、空き家対策、高齢者等の要配慮者に関する情報収集や個別避難計画の策定、乾燥時期を中心とした防火広報など、市役所として全庁的に取り組んでいく必要があると考えております。

災害はいつ発生するか分かりません。いざというときに備え、人命最優先で防災・減災を図るため、ハード・ソフト両面から対策を講じていくことが私どもが果たすべき役割ではないかと改めて認識しているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。

石川県能登半島では、令和6年9月にも、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく

湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定になり、線状降水帯による猛烈な雨が降り、観測史上最大の降水量を記録したとのことで、家屋の倒壊、洪水等により、16名の方が亡くなりました。

2年の間に大きな災害が二度起きており、他人事ではないな、いつ何どき我が身に降りかかってくるのかを思い、ただいま市長の見解を求めたところであります。

本市でも、災害発生時に落ち着いて行動できるよう寒河江市防災マップを作成し、各災害の危険区域、避難のための判断基準、災害発生時の行動マニュアル、日常的に注意すべきチェックリストなど、家庭で避難場所や避難経路、緊急連絡先を確認しておくことが大切としています。

また、本市では、阪神・淡路大震災が発生した際に、消防や警察、自衛隊などによる災害対策が遅れがちとなり、救助・救護機能に限界があることが明らかになったことから、本市でも多くの自治会で自主防災組織を設立したとありますが、現在、自治会で自主防災組織に加入しているのは何団体で、訓練は実施されているのか。

また、自主防災組織の活動拠点となる公民館や集会所等、一時避難所への備蓄や防災備品等の設置に対する補助などはあるのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 令和7年12月末現在、本市の自主防災組織につきましては、205町会のうち188町会が86の組織を構成しておりまして、組織率は93.7%となっております。

令和6年度に行った活動状況の調査では、70の自主防災組織が安否確認や避難誘導、救出などの防災訓練、防災に関する知識の普及啓発のための研修会、地域内の災害リスクの高い場所を巡回及び点検するなどの活動を行っ

ている状況です。

また、備蓄品等への補助につきましては、本市におきましては、自主防災組織が行う保存水やパン、アルファ化米などの非常食等の整備及び避難用・救助用等の防災資機材の整備に対して補助金を交付しております。

令和6年度の実績は18件、令和7年度については、令和8年2月末現在で14件となっている状況です。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ただいま答弁いただきまして、自主防災組織に加入しているのは88団体、93.7%の組織が加入しているということでございました。

設置備品や防災備品についての補助は、いろいろな今紹介ありましたけれども、補助を出しているということのお話でございました。ありがとうございます。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織とうたっています。

私の地域でも自主防災組織を立ち上げた際にできたようでありまして、非常用に使う鍋や釜を買って有事の際に使うとのことでしたが、それを使つての訓練をしたことが一度もないような気がします。

組織をつくるのは簡単です。有事の際に本当に活動できるかが肝腎でありまして、訓練は非常に大事だと思いますので、訓練の実施を強く要望させていただきます。

次に、住宅火災による死者数が増加傾向にあり、その半数以上を65歳以上が占めています。このような災害を最小限にする、早期発見に役に立つ火災警報器の普及率について、またこれらを購入する場合、補助金等はあるのかについて伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 住宅用火災警報器は、火災発生時の煙を自動的に感知し、警報や音声により知らせる機器であります。居室がある階の階段、避難経路になりますので、そこへの設置が必要とされ、新築住宅については、平成18年6月から義務化となり、既存住宅についても、平成23年6月までの設置が義務化されているというところであります。

西村山広域行政事務組合消防本部によりますと、国の調査に伴い、本市内で無作為に抽出した世帯、43世帯ということでありまして、こちらに訪問し聞き取りした調査結果によりますと、住宅用火災警報器の設置率は、令和5年は88.4%、令和6年は74.4%、令和7年は58.1%になっております。

無作為の訪問調査となっているために、つまり毎年調査対象が変わるということから、調査年で設置率にばらつきがあるようでありまして、平均するとおおむね70%程度でありますので、まだ普及率は低いのかなというふうに感じております。

なお、この住宅用火災警報器に対しての購入補助につきましては、本市や西村山広域行政事務組合消防本部では実施している状況ではありません。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 43世帯無作為に調査したところが、設置率、3年で約70%ということ、そんなに高くないパーセンテージだという紹介がありました。

また、補助金は本市ではやっていないということのようでした。

次に、本市では、安全で安心に暮らせるまちづくりに向け、本市で予想される様々な災害に対する知識と備えを分かりやすくまとめた防災マップを作成し、各戸に配っておりますが、このたび市の防災マップの更新の予定が

あるということで、2月18日の議員懇談会で説明がありましたが、これまで同様に各戸に配布されると思いますが、どのように活用すればよいのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 現在、御家庭等で使用いただいている本市の防災マップは、令和4年4月に全世帯に配布したものであります。

今年度、この防災マップの更新を行っており、4月中に全世帯に配布する予定です。その後、おおむね小学校区単位の各地区にて町内会の代表者など住民の方々を対象にした説明会を開催する予定です。

この防災マップに掲載するハザードマップは、自然災害による被害を最小限に抑え、安全な避難行動を促すための地図であります。自宅や職場周辺にどのようなリスクが存在しているのか、浸水や土砂災害などのリスクをあらかじめ認識し、避難場所、避難経路、指定避難所などを事前に確認し、災害時の行動計画を立てることで、大切な命を守るため活用するものであります。

防災マップに関しては、各地区の自主防災組織や町内会での防災に関する研修会等において、代表の方等が説明会で聞いた防災マップの活用方法などを参加者みんなで話し合って避難経路や避難場所を事前に共有しておくなど十分に活用していただければと思っております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ただいま答弁ありましたけれども、マップができた、だからこれ各戸に渡して、それを見てくださいます、やっぱりなかなか活用するには至らないのかなと思っております。小学校区ごとに市民への説明会をしたいということでもありますので、やはりこういうことを繰り返し繰り返しやっていかないと、有事の際には何ともなら

ないのかなと、そんな気がしているところであります。

市の説明では、各災害の危険区域を示しており、避難のための判断基準や災害が発生した場合の行動マニュアル、日常的に注意するチェックリストが掲載されており、日頃から正しい防災知識を身につけ、災害時に落ち着いて行動できるよう、避難場所、避難経路、緊急連絡先などを確認してくださいと、多岐にわたってホームページに書いてありましたが、このマップを受け取った市民、私も含めてですが、本当にこれを読んで理解をしているのでしょうか、甚だ疑問です。

マップを作成し、各戸に配っているからよいというものではなく、市民が関心を持って理解してもらえるよう行政も我々議員も努力すべきと思いますので、これからの課題として検討されるよう強く要望いたします。

大きな災害が起きますと、ライフラインに支障を来しますが、その一つに水の問題があります。生活する上で非常に大切なものと思いますが、昨年度、西根公園に防災井戸を1基寄附していただきましたが、市内何か所かに配備できないのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 太田芳彦議員からございました防災井戸につきましては、令和6年8月に井戸掘削などを行う市内の事業者様が、能登半島地震により被災地が長期間にわたって断水になった状況を憂慮され、本市に貢献したいと、本市の指定緊急避難場所に指定されている西根公園に地下水を活用した電源不要の手押しポンプ1基を整備、寄贈していただいたものであります。

大規模災害時であっても、飲料水の備蓄や給水車による応急給水、支援物資等によって飲料水の確保を図りたいと考えておりますが、その一方で、能登半島地震のように、特に断

水が長期にわたる場合などは、避難生活において必要不可欠な洗濯やトイレ等に使用する生活用水の確保が困難となることが予想されます。

こうした事態に備えた特に汎用性の高い井戸を利用した代替水源の確保は大変重要であると考えておりますが、水質や地理的な条件等もあると考えておりますので、伏流水など地理的な条件も含めて課題等を整理しながら地域に応じた生活用水確保方法について検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。ありがとうございます。

これは通告後に気づいたんですけれども、井戸水はそのままでは飲料水には適さないと思います。ですが、食器の洗い水や風呂・トイレ等には十分と考えれば、自宅の井戸でも使えるのではないかと。電気さえ来ていれば問題ないと思います。私のうちでも井戸を掘りまして、今消雪道路にしていまして、うちの近所十何軒かありますけれども、五、六軒のうちでやっぱり井戸を持っているということがありますので、この辺もこれから考慮していただいて今後に生かしていければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今年1月14日から16日までの3日間、熊本県の山都町、益城町、熊本市の1市2町を視察してまいりました。

山都町では有機農業についてで、益城町と熊本市は防災に関しての視察でしたので、益城町と熊本市について学んできたことを報告いたします。

初めに、益城町ですが、熊本県のほぼ中央からやや北寄り、熊本市に隣接し、交通利便性に優れた町で、空港やインターチェンジ2か所があり、空と陸の玄関を有しています。

人口が震災までは人口増加傾向で、人口は3万4,499人。2016年3月時点ですが、これが2017年3月には約1,500人が減少したそうです。

地震による被害状況は、二度の震度7を28時間以内で経験しました。その後の余震で、震度7が2回、震度6強が2回、震度6弱が3回、震度5強を5回、震度5弱13回、震度4以上145回、震度1以上が4,484回と、震災から約半月での余震回数だったようです。

震災直後の様子は、1つに、無残に崩れる家屋、道路、施設など、現実とは信じ難い光景だった。2つに、損傷により機能不全に陥る中、人や物資が押し寄せて混乱した。3点目が、ほぼ全ての住民が避難者に、避難所は混乱状態になりました。

度重なる余震の恐怖などから、車中泊する避難者も多数いたり、避難者が殺到しスペースがいっぱいの避難所。震災直後の課題としては、ほぼ全ての住民が避難者の避難所となったため、避難者は大混乱。大規模災害時における多くの課題が浮き彫りになりました。

復興の取組については、庁舎が被災したため、2017年5月より仮設庁舎に移転、旧庁舎敷地内において新築、新庁舎完成、2023年5月より業務を開始した。

感想としては、二度の大地震に遭遇したが、人的被害が少なかったことが不幸中の幸いであった。これは夜間の地震で火を使っていなかったことが幸いしたとの感想でございました。

そこでお聞きしますが、熊本では避難所の環境問題を取り上げておりましたが、被災した際に避難所で使用する段ボールベッドや毛布等、本市の備蓄状況と指定避難所の空調設備の整備状況を伺いたい。

また、実際に被害のあった自治体では、トイレの問題が大きかったと言われています。本市では、災害時にどんな対応を考えているの

かお聞きします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** まず、備蓄品につきましては、食料、飲料水、毛布、乳児用物資、紙おむつ、生理用品、簡易トイレ、衛生用品など、国が示す基本8品目を中心に計画的に確保しているところです。

段ボールベッドについては、現在約170セット、マットについては約2,300枚、毛布については約2,600枚、アルミブランケットについては約2,800枚を備蓄しておりますが、来年度は毛布を1,000枚購入し、計画的に配備していく予定であります。

また、災害時における指定避難所の暑熱寒冷対策は、避難者の健康維持や災害関連死の防止の観点から重要な課題であると認識しております。

本市の指定避難所の多くは、各小中学校や各地区公民館の体育館等であり、常設の冷暖房を備えていないことから、大型扇風機や気化熱冷風機、ジェットヒーターの使用などを想定しております。

今年度は、市民体育館に非加熱式冷風機を3台配備し、また市立図書館を指定避難所に指定し、空調設備等の改修工事を行い、暑熱寒冷対策の強化を図っているところであります。

さらに、今年度、レンタル事業者と災害協定を締結したことから迅速な冷房・暖房機の配備が可能になりましたので、有効に活用していきたいと考えております。

また、トイレにつきましては、断水などにより、既存のトイレが使用できなくなることが想定されます。清潔なトイレが十分でない状況となりますと、衛生状態の悪化や感染症の発生、さらには避難者の方が水分摂取を控えることにより体調悪化につながるなど、健康面に重大な影響を及ぼすことが課題であると認識しております。このため、本市では携帯

用トイレを1万7,000回分備蓄しております。

また、これらを適切に使用していただけるよう、使い方を分かりやすく示したマニュアルやポスターも用意しております。

また、自動ラップ式トイレを配備することにより、衛生面の向上や要配慮者への対応強化も図っているところであります。

同様に、仮設トイレについても、民間事業者2社とのレンタル協定の締結により、迅速に配備できるよう体制を整えているところです。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

段ボールベッドが170セット、毛布が2,600枚で、1,000枚ほどプラスする予定だということでしたけれども、ちょっと段ボールの数が若干少ないのかなと考えられますので、この辺は、これから、どんどん増やせとまでは言いませんけれども、もう少しやっぱり数が必要なのではないかなと感じたところであります。

そして、トイレの問題で、熊本で御教授いただいたのは、マンホールトイレが非常に役に立ったと、こういう話を聞いてまいりました。本市ではまだマンホールトイレということは考えていないようでありますけれども、やはりそういう経験のある市の報告をよく見聞きして、そういうものも考えていただきたいなと思っているところであります。

災害時には、行政、議会、市民の力は無論であります。民間企業の力もお借りしなければならないと思いますが、民間企業等との災害に関する協定締結について最近の状況をお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 本市における災害に関する協定につきましては、令和8年2月末現在、民間企業や各種団体等との協定締結数は70件、また自治体間での協定締結数は6件となっております。

このうち、今年度の協定締結件数は4件であります。その主な内容は、災害時における移動式木造住宅の建設に関するもの、物資の緊急輸送等に関するもの、レンタル資機材の提供に関するもの、水害による住家損害調査結果の提供及び利用に関するものとなっております。

本市としましては、今後も災害対応の各フェーズに応じた実効性のある協定となるよう、民間企業との連携強化に取り組んでまいります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁いただきました。

そうですね、個々の力も必要でしょうけれども、やっぱり企業さんの力も借りないと、なかなか復旧とかするのに大変だと思いますので、この辺は随時締結会社を増やしていただいて安心・安全なまちづくりをお願いしたいと思います。

ここからは質問ではありませんが、せっかくでありますので、熊本市も視察してまいりましたので、報告させていただきます。

初めに、熊本地震の概要ですが、人的被害は、死者90人、直接死が6人で、関連死が84人、重傷者が772人で、避難所は267か所、避難者数は11万750人。また、住宅被害は全壊5,764件、大規模半壊が8,972件、半壊が3万8,964件、一部損壊8万2,955件の計13万6,685件でありました。

そして、市民のシンボルでもある熊本城の無残な姿。花見のシーズンで、日中に地震が起きていたら多くの人的被害が予想されたとおっしゃってございました。

道路被害は想像を絶する被害状況で、道路の陥没で2メートルの段差ができたとの説明。また、ショッピングモールは、天井が落下。ピーク時は6,000人超えの利用客がある店であったが、夜の災害であったため、大災害を免

れたと。

浮き彫りになった災害対応の課題としては、避難所の問題でした。

1つには、避難者支援の限界を感じたり、避難所開設の遅延。2つには職員の避難所開設マニュアルに未精通者が多かった。

熊本市役所の実情としては、1つには職員の安否も不明、参集状況も把握できない。2つには、ほぼ全職員初めて経験する事態に動揺した。3つ目が次から次へと殺到する電話対応に忙殺される職員。4つには役に立たなかった既存の対応マニュアル。5つには庁舎・区役所のフロアにも多くの避難者が押し寄せる。6点目、何からどうしていくのか、体制づくりに1日、2日間、混乱が続きました。痛感したことですが、突如災害に襲われた直後の市役所は、通常の行政機能を保てない状況でした。

次に、避難所についての課題ですが、1、市職員が避難所開設マニュアルに未精通であった。2、備蓄物資が全く足りなかった。3番、避難所へ支援物資が届かなかった。4番、余震の恐怖に多くの避難者が車中泊やテント泊を余儀なくされたため、どこにどのくらい避難者がいるのか把握できなかった。5つ目、体育館等が被災し、避難所が開設できなかった。

次に、備蓄・支援物資については、物資の配送では、ピーク時は100台が連なり、荷下ろしに最大8時間の待ち時間があった。

議会の対応としては、発災直後、議員も、1、避難者支援に地域を奔走した。2、市対策本部に対し、随時指摘や要望を行った。3つ目、個人ではなく、議会としての対応の重要性が考えられた。

以上のような課題・対応を基に、予防的避難時の避難場所における避難場所開設運用や指針等を体系的にまとめ、地域と行政が協力し、

指定緊急避難場所の連絡体制や運営等がスムーズにいくように、開設から閉鎖までの流れについて記載しております。

小中学校の校舎利用に関しては、熱中症対策、垂直避難対策、感染症対策、トイレ環境対策等をマニュアルに盛り込んでおります。

また、ペット同伴避難場所の設置については、九州動物学院、水前寺陸上競技場の2か所に開設した。福祉避難所の設置に関しては、福祉避難所数199か所を開設し、指定避難所等に避難された方の中で、要配慮者とされる方の状態や受入れ施設状況を踏まえ、保健師等によるスクリーニング、トリアージを実施し、要配慮者に適した環境、施設のマッチングを行った上で案内することといたしました。

まだまだ報告し切れない部分はありましたが、私たちがよく聞く言葉に、自助・共助・公助がありますが、被災地の格言としては、公助は当然であります、被災して分かったのは、自助・共助が一番役に立ったと。地域の助け合いが人的被害を最小限に抑えることができたとの説明でありました。やはり地域は日頃から顔の見える関係であるべきとおっしゃっております。

最近の災害は忘れないうちにやってくるようありますので、本市でも災害は起こるものと思ってお対応をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号2番から4番について、7番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

3月1日、「春を呼ぶコンサート」が例年どおり開催されました。毎年、友達と一緒に聴

きに行きます。この質問のために頭がいっぱいで悶々としている中、歌声や演奏に心が洗われる思いでした。

防災のことが頭から離れず、東日本大震災からもうすぐ15年、この間視察に行かせていただいた熊本地震から10年などと考えていることが多かったこともあるのか、ゲストの音楽家、新宮愛梨さん、陵南中学校出身だそうです。「花は咲く」を歌ってくださって、それがもう感動してしまい、涙があふれてくるのを止めることができませんでした。

新宮愛梨さんの初々しい所作と相反して音楽家として堂々と歌う姿にも心を打たれました。寒河江市少年少女合唱団のOBで、文化センターの舞台上で発表できるのがうれしいと話されていました。音楽などの文化は、人を感動させるもの。衣食住だけでなく、私たちが生きていくのに不可欠なものだと再認識する機会になりました。本当に素晴らしい機会でした。

寒河江中部小学校のマーチングバンドの堂々とした演技や合唱団の歌声、老若男女寒河江市民の皆さんが培ってきた今までの大切な文化を見る思いがしました。これからも引き継がれていくことを期待しています。

生涯学習課や企画戦略課の職員も、また玄関にいてくれたチェリンも、本当にお疲れさまでした。

四季がはっきりしている日本、素晴らしいなどと海外での評価が高く、ちょっと忘れたんですが、山形県もナンバーワンだという評価を受けているところがあるということもお伺いしています。海外からの観光客が訪れています。

インバウンドの政策は安倍晋三首相のときに始めました。今、オーバーツーリズムの問題などいろいろ噴出していますが、外国人のマナーがなど問題にしていますが、海外に向け

てたくさん来てくださいますと言ったのは誰でしょうか。それに応えて来てくれているのは誰。よく考えれば、今さら何をおっしゃるのかです。

先月、熊本に視察に行きましたが、駅、バス停などでは外国からのお客様が多く、英語や中国語、ハングルなどが多く聞かれました。

また、海外からの労働者の姿もこの寒河江市でも日常的になっています。スーパーなどお会いすることが日常茶飯事になっています。日本の労働力不足の力になってくれています。

日本で働いていただいている外国の方も税金を納め、社会保険に加入し、消費者として生活していることも、国にとってとても有効になっているのではと思います。どの国に生まれようが、この地球上では皆兄弟だと私は思っています。みんな仲よくこの地球を守っていくことが重要です。

そんな中、アメリカのトランプ大統領がイランを先制攻撃しました。明白な国連憲章違反であり、何の道理もありません。日本政府は攻撃の即時中止をイランにも、アメリカ、イスラエルにも求めるべきです。また、イランのことはイラン人が考えること。ほかの国がちょっかいを出すのは余計なことだと思います。

トランプ大統領は戦場には行かない。国内から指令を出すだけで威勢のよいことを言っていますが、自分は一つも手を下しません。アメリカ兵が犠牲になるだけです。これを見ても、戦争に突き進むのを全力で止めることが今日本にも必要なのではないかと思います。よい戦争などありません。どんな戦争にも正義はありません。世界の平和を求めて、できる限りの行動をしていきたいと思えます。

2月の衆議院選挙のとき、若い人たちがハッシュタグママ戦争を止めてくるわとって選挙に行ったというのが報じられていました。

今こそ、ばばもじじも頑張って戦争を止めなければと今決意しています。

私は、日本共産党とこの質問に関心を寄せる市民を代表して質問します。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号2番、公共施設における防災設備の増強です。

先ほど太田芳彦議員からもありましたが、1月14、15、16日に熊本県熊本市、益城町、山都町に震災後の復興や有機農業について視察させていただきました。

数年前の日本農業新聞に掲載されていた学校給食センターの防災施設の併設を読み、確認したいと思っていました。学校の建て替えやその他の公共施設の建て替えなどの時期に来ている寒河江市に何か役に立つのではないかと思います、ずっと機会を待っていました。このたび実現することができました。

東日本大震災から15年、熊本地震から4月で10年の節目の年になります。災害のたびに避難所の劣悪な環境の中亡くなる方が多く、直接震災で亡くなるより避難所などで亡くなる災害関連死と認定される方が多くなっています。熊本地震や能登半島地震なども例外ではありません。

熊本市などは、先ほどもありましたが、直接死は6人、関連死が84人、人口15万人ぐらいの市でそういうことでした。いかに避難後の生活が重要かというのを物語っています。

また、避難所以外での避難、車中泊、壊れかけた家、ビニールハウスなどでの避難生活を続けたという方もありました。その方には物資が届かないなどの問題もありました。被災の方が速やかに人間らしい生活が送れるような避難所づくり、避難生活の確保、その後の生活再建は重要な課題であります。

最初に、新しく中学校を建てるということで、多くの市民が避難するであろう避難所になり

ます。令和2年の大雨洪水警報のときに南部地区の方が多く陵南中学校に避難しました。駐車場などいろいろ問題が発覚し、その都度、市としては対応して改善してくださっているのを分かっています。

そこで、新中学校を指定避難所や防災拠点としてどのように位置づけしていくのか、市長に見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 新中学校を指定避難所や防災拠点として位置づけることについて御質問いただきました。

寒河江市の指定避難所につきましては、主に小中学校や保育所、地区公民館等、市有施設を中心に指定しておりますが、新中学校に関しましては、建設予定地の寒河江高等学校グラウンドそのものが既に指定緊急避難場所と指定されている一方、現在の陵南中学校も指定避難所、指定緊急避難場所として指定されていることから、新しい中学校についても、学校完成の後に寒河江市の防災拠点である指定避難所として指定をしていきたいと考えているところです。

一般的に、災害は、水害、土砂災害、地震に区分されますが、指定避難所が対応できる災害については、その立地場所により対応できる災害がおのずと異なってまいります。

新中学校予定地は、寒河江地区の一部や南部地区の一部から多くの避難者を受け入れるべき位置になります。その敷地が水害、土砂災害のハザードエリアに属していないことから、新中学校を指定避難所として指定した場合、災害時に果たす役割は大変大きいものになると見込んでいるところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 避難所になるであろう新中学校なんですけれども、今年度から実施設計を始めるといふことで、多くの市民が避難するこ

とが予測されるわけですから、学校を利用する中学生の夢を育む環境づくりと併せて、市民が安心して避難できる環境づくりも同様に考えていくことが重要であると思います。

想定外の水害や直下型地震など、消防本部に今も掲げてある備えあれば憂いなしの実践が大切です。公助の段階でどこまで安心を担保できるかが新中学校に問われていると思います。ぜひ、防災施設の設備なども併せて考えていただきたいと思います。

次に、避難時におけるTKB、トイレや食事、温かい食事、ベッド、睡眠への対応や公共施設の備えの強化についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

イタリアや台湾など地震など災害の多い国では、すぐに避難所のテントが設置され、トイレとシャワーのあるコンテナが用意されました。台湾地震でも数時間後には避難所の個室テントが立ち、温かい食事が用意されました。避難所などの関連死が多い日本との違いを、あのときちょうど能登半島地震の直後だったので、本当に目の当たりにする機会になりました。避難所に指定されている公共施設などのTKBの対応や今後の備えの強化についてどのように考えているかお伺いします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 避難時におけるTKB（トイレ・食事・睡眠）への対応や公共施設の備えの強化などをどう考えているのかという御質問をいただきました。

近年の災害においては、避難所生活の長期化に伴って、単に命を守るだけでなく、生活環境の質の確保が重要であるとの認識が全国的に共有されておりまして、とりわけトイレ環境の確保、温かい食事の提供、硬い床の上での生活を避けエコノミークラス症候群を回避するためのベッドの整備は、健康維持や災害関連死防止の観点から重要な課題であると認

識しております。

食事に関しましては、市が備蓄する炊き出し用調理設備の活用やスーパーマーケットなど食品の小売や食品製造を行う事業者との物資供給協定等により供給体制を確保し、また睡眠の環境については、国の交付金を活用して簡易ベッドやパーティション等の備蓄を図り、避難所における生活環境の質的な改善を進めております。

また、指定避難所の多くは学校施設を指定しておりますが、災害の規模や被害状況により、地区公民館や市民体育館等の市有施設も活用することとしております。

ただいま申し上げましたトイレ・食事・睡眠に必要な資機材の配備や運営体制の構築につきましては、これら指定避難所となっている公共施設において進めているところであります。

今後につきましては、避難所の量的な確保に加え、TKBの観点から質の向上を図るとともに、電源の確保や空調対策など総合的な視点からも課題整理を行って避難所における生活環境の改善に取り組んでまいります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 先ほど太田議員の質問に、段ボールベッド170、毛布とか2,600枚プラス1,000枚を増強するというお答えがあって、あと図書館も指定避難所にしたということをお伺いして、避難所数としては大丈夫なのかなという感じはしていますが、熊本市で、平成24年に熊本市地域防災計画、その中で、震災による被害を想定した数なんですけれども、その想定した数があったんですけれども、平成28年熊本地震では、避難者数が11万750人。想定では5万7,946人、倍以上です。

あと、住宅被害、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊合わせて、地震では13万6,685件で、想定では半壊と全壊合わせて7,315件しか想定

しなかったということでした。

この規模の違い、先ほど太田議員からもあったように、地震が短時間のうちに何回も何回もあったということで、大変さは分かるんですけれども、この規模の違いでも直下型の地震の怖さを身にしみてきました。

熊本城の石垣も崩れているところが多くて、復旧に1個ずつ載せていくのにあと30年かかるということでした。太田議員も私も、もうこの世にいないねと話しながら帰ってきました。

熊本では、地震は起きないと思っていたんだそうです。そのために備えが不十分だった。役所の構えもなく、備蓄品も2日ほどでなくなったそうです。そういうこともあり、その教訓をまとめて全国の市町村に今の熊本の状況と前の状況をまとめた冊子を送ったということが話されていきました。やっぱり大変な思いをした熊本地震などの教訓も踏まえて、今後の備えに役立てていくことが大切なんではないかなと思います。

特に、本市は活断層が走っている中、市民の命や生活を守るため、避難所の整備、備蓄品の強化など、本当に公的な公助の役割をどのようにしているのか問われているのではないかと思います。

次、災害時に学校給食施設を利用して温かい食事を提供することについてです。

災害時、学校の給食施設を利用して温かい食事の提供など可能であるか。新中学校に備える給食設備なども、そういうことも可能なのかというのを伺います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 災害時における食事の提供については、令和5年6月に内閣府防災担当参事官より発出されている「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）」という通知文書の中で、避

難所における食事の質の確保に当たっては、学校給食施設等の活用を含めた災害時の体制づくりを進めるよう依頼がなされております。

食事に関しては、今後、栄養面にも気を配り備蓄していくこととしておりますが、災害時のボランティアの方々による炊き出しや自治体間の応援職員派遣等様々な方による温かい食事の提供等については、避難者に心身ともに活力を与えてくれるものであります。

有事の際、炊き出し等で応援に来られた外部の方が学校給食施設を活用できるよう、教育委員会と連携し体制づくりを進めてまいります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 炊き出し、外部のボランティアの炊き出しだけに頼るとするのは、やっぱりその避難所避難所によってかなりの格差があって、この避難所にはボランティアが入るけれども、この避難所にはボランティアが入らないとか、そういう、何というんだらう、格差が出てくるというのも他の地震地域で聞いておりますので、ぜひ可能であれば、そのボランティアの活用とか、あと調理師会などに依頼したりとか、そういうときのマニュアル化などを図っていくというのも重要なことではないかと思えます。

こんなに地震の多い国日本で、31年前の阪神・淡路大震災の避難所の問題がいまだに生かされていない現状。いつどこで起きるか分からない地震、温暖化の中での大水害。災害は起きるという観点で考えていかなければならないのではないのでしょうか。

今大事なことは、災害に遭うことは自己責任ではないということです。スフィア基準というのがあってですけども、それに基づく被災者の権利を保障するという立場に立つことが大事だということです。

スフィア基準というのは、災害や紛争の被災

者の権利と被災者の支援の最低基準を定めたものだそうです。被災者は尊厳ある生活を営む権利を持っているという考え方で、国際的にそれに基づいた取組が行われています。

具体的には、例えば、居住空間は1人当たりのスペースは最低3.5平方メートル、トイレの数は20人に1基、男女比は1対3などの基準を定めているということです。

イタリアなどでは、いち早くスフィア基準を法制化した国で、国が責任を持って自治体と協力し、民間団体やボランティアと連携し、被災者の権利擁護に努めています。TKB48、48時間以内に全ての避難所に設置することが定められています。

こんなに地震などの災害が多い国、先ほど太田議員がいいことを言いました。必ず来るであろう、どこにでも災害が起きる、そんなことをおっしゃっていましたが、本当に日本はそういう国ではないのでしょうか。国が責任を持って行うということが、このスフィア基準などでも重要なことが浮き彫りにされています。その中でも、やっぱり国に対して自治体、住民、声を上げていく必要があるのではないかと思います。

次、通告番号3番、地域防災の強化をということで、先ほども新防災マップが4月に配布され、周知徹底などが行われる説明会が開催されるということが分かりました。会場や時間帯など、小学校単位といっても、やっぱり女性の参加は時間帯などでも困難なことが多いと思います。

先ほど市長の答弁にもありましたが、地域防災訓練のときなど、防災マップや水害時に役に立つマイタイムラインなどの説明会などを実施してはどうかという市長からの答弁もありましたが、やっぱりもっと小さな単位での説明会を実施して、多くの市民に防災に対しての学びや、みんなで防災について話合いの

機会を持つことなどで、避難所運営の参加も可能になるのではないかと思います。

そのために、もっと小さい単位でやるために、防災士さんの協力をお願いしてはどうかというところをお伺いします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 防災士の協力を得て、新防災マップの周知徹底でありますとかマイタイムラインの活用を図ってはどうかというような御質問をいただきました。

地域防災は、自助・共助・公助が原則ということになります。防災士の方につきましては、このうち公助と共助との連携に努め、減災と防災力向上のための活動に取り組んでいただくことが期待されております。

特に、被災時には防災士や自主防災組織の方々を中心となって避難所の運営などを担っていただくほか、日頃の防災訓練や自主防災組織の活動への参加などにより、住民の方々に対する防災意識の向上に向けた取組などについて御協力をいただきたいと考えております。

本市では、令和3年度に、防災士の資格を有し市や地域の事業などに協力いただける方を登録する制度を創設しまして、現在22名の方から登録をいただいております。

こうした中で、お住まいの地域に防災士を配置することを目指し、防災士の資格取得に必要な費用を支援し、登録いただける防災士の養成を図っております。

防災士の皆さんには、町会長や自主防災組織代表と共に、このたび防災マップ更新に際して市が主催する説明会などに出席していただき、地域で防災マップやマイタイムラインの説明会をぜひ開催していただきたいと考えております。

防災士から専門的知見を生かして身近な地域で説明いただくことは大変有意義であると考え

えますので、地域の関係者の御意見も伺いながら市民の防災意識向上の取組を進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 防災士の方が22名登録してくださっているというのは心強いと思います。本当に地域で真剣に地域のことを考える自助は、共助は、すごい私も重要なことだと思います。

私のところでは、町場でないので、どこに誰が住んでいるか全部把握できているんですけども、でもやっぱり町場で誰が住んでいるか分からないなどというところでは、すごいこれから重要なことではないかと思います。

益城町では、建物の崩壊で命を亡くした方がほとんどいなかったそうです。建物の崩壊でやっぱり圧死というのが命を亡くした方の死因だったそうですけれども、古くからの地域では、地域の住民が助け出して死者が出なかったという地域もあったということです。自助・共助・公助の考え方は、ここでもやっぱり重要だということを話されておりました。

ただ、ベッドタウンになっているものですから、新しい地域ではやっぱり大変だということですが、自主防災組織というのは重要なことだと私も認識して帰ってまいりました。

その中で、本当に共助の取組、発災後すぐに避難所が地域住民により開設して運営できるような組織をつくっておけば、市の職員、今先ほど太田芳彦議員からもあったように、市の職員が来るまでに、もう住民が中心にできるような運営主体をつくっておけば、すごい、やっぱり少ない市の職員が大変な思いをしているのは私も重々分かるので、市の職員は全体把握で、このところにこの物資が足りない、このところに物資が足りないとか、そういう総合的な視点で避難所を考えられるようなところに配置できれば、中の運営は住民がやるのか、そういうところまで考えていく必要が

あるのでないかと思っ熊本の視察を終えました。

本当に大震災はいつ来るか予想がつかない状況です。南海トラフ、首都直下型地震など、死者数が発表されるたびに、東京、関東圏にいる息子と娘が心配になるのが、私のちょっと胃が痛くなる場所です。

本当にそういうことが、どのように死者を出さないで、心地よい避難所生活ができるか、先ほども申しましたが、国に対してこういうところが足りないというのをやっぱり地方の自治体が突き上げていくようなところも必要ではないかと思っています。

防災には多様な分野が横断的につながったネットワークが不可欠だと思います。行政も、防災危機管理課、市民参加、男女共同参画、福祉、教育など多様な部署の連携が必要です。学校の先生などの協力もないと、夜中に避難所を開けるなどということも困難で、佐藤教育長が前回の水害のときに大変御尽力いただいたというのを伺っています。

そういう中で、地域や市民の連携していくことも大切ですし、地域や市民の側も、子育て、高齢者、障がい者支援、国際交流など、多様な市民団体などのつながりが必要になってくると思います。防災をキーワードに平常時のネットワークづくりをしていくということが必要で重要なことになってくると思います。ぜひ、こういう場面でも防災士さんの活躍などを期待したいと思います。

次、通告番号4番、義務教育の完全無償化に向けてです。

最近、娘の大分昔の本ですが、大学時代の教科書、憲法ハンドブックを見つけ、少しずつ読んでいます。憲法25条は有名で、生存権です。次の26条に、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべての国民

は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

しかし、無償となっているのは教科書のみで、それ以外は有償で保護者の負担になっています。無償に対しては授業料が発生しないなどという見解もありますが、隠れ教育費と言われるもの全てに対して無償にすべきであるということも言われています。

東京都葛飾区や品川区、荒川区、足立区などでは、2025年度から区立小中学校の修学旅行等の宿泊行事費用の完全無償化を実施しています。埼玉県の所沢市でも、来年度、2026年度から無償化の方向で考えているということです。長引く物価高やインバウンド需要による宿泊費の高騰、やっぱり保護者の家計を圧迫する中、経済的な理由で宿泊行事への参加が左右されることのないように区独自の財源で費用を負担したということです。

寒河江市でも、ぜひ、修学旅行の一般的な水準は小学校では3万程度、中学校では六、七万ちょい超えるぐらいとされています。3月にはJRの運賃値上げや、インバウンドによる宿泊施設の高騰など今後も懸念され、ますます修学旅行や宿泊学習などの費用が上がるのではないのでしょうか。

そこで、修学旅行時の高騰する宿泊代やバス代やJRの運賃などへの一部補助などを検討してはどうかと思いますが、見解をお伺いたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

本市では、特に子育て世代への経済的支援として、国や県の制度による支援や給付金に加え、市独自の施策により経済的な負担軽減を推進してきております。

特に、令和3年度から実施いたしました小中学校給食費完全無償化については、他市町村

に先駆けた取組となっており、保護者の経済的負担軽減が図られているところです。

議員の御質問の修学旅行への補助についてですけれども、令和7年度における小学校での修学旅行の費用は3万円から3万9,000円、中学校では6万5,000円から7万円となっております。

この経費につきましては、保護者から学校集金時に分割して出していただき、積み立てる形を取っております。

なお、教育委員会では、生活保護法に基づく保護は受けていないものの、経済的理由で生活が困窮している状況にあると教育委員会が認めた準要保護世帯については、修学旅行費や学用品等の就学援助を実施しております。

修学旅行に関しましては、小学校は2万2,690円、中学校は6万910円を限度額として援助を行っており、今年度は小学校6年生、中学校3年生の約7.5%の児童生徒の保護者に支援をしております。

議員の御指摘にもありますように、長引く物価上昇などにより、バス代や宿泊料金が高騰していることは承知しております。

修学旅行は、学習指導要領において、特別活動の中の旅行・集団宿泊の行事として定められておりまして学習の一環として位置づけられています。日常と異なる環境での生活を通して見聞を広めるとともに、集団生活のルールやマナー、社会性を養うことができる貴重なものと捉えております。

新型コロナの流行で、こうした特別活動での体験的な活動が中止されたり、削減されたりした時期を経験して、改めてその重要性を認識しているところです。

また、家庭の経済状況による子供の体験格差も問題となっております。

こうした観点からも、学校行事等の充実による体験格差の解消に向けた取組は必要である

というふうに考えます。

教育委員会といたしましても、他自治体の状況や市全体の支援策との整合性を加味した上で検討していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 ぜひ検討していただき、少しでも補助金が出るようにしていただきたいと思います。

中学校の修学旅行で、グループ行動時などの昼食をお小遣いから支出しているということがあるそうです。自分の財布のお金で昼食を食べるとするのは当然のことだと思いますが、物価高騰する中で、好きなものが食べられないとか、小遣いもやっぱりそれぞれ違うと思うので、みんなと同じものが食べられないとかという子供がいたら、ちょっとかわいそうだななんて思っております。

中学校の修学旅行で、陵西中学校は千葉県で寒河江市のPRをしてきたということが学校ニュースに書かれていました。ぜひ、そのPR代も含めて補助を出していただければと思います。

よく皆さん、千葉県の夢の国にいらっしゃると思いますが、数年前に行ったときでさえ、御飯代の高さに驚かされた覚えがあります。今行けば、多分物価高騰前に行ったので、その後ではもう下手すると倍ぐらいになっているのではないかという心配もあります。何に使うといたら、そういう昼食代として支給できるとか、そういうことも考えていただければいいのではないかなと思います。

この原稿を書きながらちょっとテレビをつけたら、サラリーマンの昼食代、半数以上が500円から1,000円だそうです。4人に1人が昼食を食べない現状があるそうです。弁当派というのもおまして、夕食の残り、あとおにぎりだけとか、本当物価高騰がここまでというのがちょっと浮き彫りにされていました。キ

ツチンカーで800円だそうです、昼食。それも、ちょっとたまにしか食べられないという東京のサラリーマンの現状だということです。

できれば、夢の国に行く修学旅行生にそういうところも配慮していただければいいのではないかなと思います。

次です。小学校入学時に必要な算数セットなどの教材を入学のお祝いにとということです。

先日、私の先輩市議である前市議の遠藤智与子さんが一般質問で取り上げ続けた子供の医療費高校生まで、あと給食費の無償化など、私が存じ上げない市民の方からですけれども、感謝されることがありました。大変子育てに助かったと、前市長がやってくれた施策ですけれども、大変感謝されています。

その遠藤さんの議員としての最後の質問で、教材費の無償化をできないかという質問をしました。隠れ教育費と言われる算数セットなどの教材を入学のお祝いにできないかということをお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 教材費等も値上がりして子育て世帯の家計を圧迫しているという状況であると思います。

議員のお話にありました算数セットは、主に低学年の子供たちの算数の授業で使われる教材です。そのほかにも、各教科で使用する資料集や学習プリント、ドリル問題集など、様々な教材が使われています。

そうした中で、現在は1人1台のタブレット端末も授業で使われており、来年度からは新しくChromebookが使用される予定となっております。これを活用することにより、復習問題や單元ごとの確認問題、テスト問題なども、児童生徒一人一人がその子に合った問題を解くことにより力をつけていくことができると思います。

全てタブレットでとはいかないまでも、これ

まで購入していた紙のドリルやテスト問題を少なくすることにより、教材費の縮減を図ることができるのではないかと思います。御家庭の経済的負担の軽減という点では、こうした教材費の内容の見直しも重要であり、学校にも指導していきたいと考えます。

先ほどの御質問でも答弁させていただいたように、本市では、子育てに関わる様々な支援を実施しておりますし、今後もより一層力を入れていかなければならないものと思います。結婚時、妊娠期、出産期、未就学児期の支援や、さがえっこスマイル応援事業による高校入学年齢到達時の支援金など、市全体での支援の中で、教育委員会としてどのようなことができるのか、またやらなければならないのかについて検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ぜひ考えて、世界に誇る寒河江市の教育に、寒河江市の子育てにさせていただきたいと思います。

タブレットに関しても、昨年新規に更新したということで、かなりの国からの支出金があるとは思いますが、かなりの額で、ぜひ使って活用していくというのも重要かと思えます。

しかし、タブレットは、国際的にはもう子供に持たせないという国も出てきているような傾向もあります。だから、やっぱり書くこと、読むこと、タブレットでなくて本を読むこと、書くことなども、ぜひしていただきたいと思えます。高校生が漢字書けないとか、そういうことがないように、ぜひ漢字を書いて覚えるというのを重視していただきたいなと思っています。私たちと同じで、こればかり使っていると字が書けなくなるというのでは、もう若いうちからでは困るので、ぜひそういうところも重視して、小さい子供にはやっぱりそういうところから教育をしていただきたい

などと思います。

大学など、本当に国立大学でも授業料の値上げのラッシュです。県外の大学であれば、国立、国公立であれ、生活費もかかります。やっぱり子供もバイトして、もう自分の生活費を稼ぐなんていうのは、学校に行かないでバイトしろというようなものですから、仕送りも必要になっていきます。高校までは大分公費で負担が少なくなっているのですけれども、まだまだ教育費は、本当に日本は教育費のかかる国だと思います。ヨーロッパのように、ドイツやフランスのように、大学までの無償化などを求め続けていかなければならないなと思っています。

私も、3人の子供を大学、大学院まで入れたので、本当に身も心もぼろぼろでした。頑張りも、やっぱりすごい頑張っていかなきゃと自分で頑張ったんですけども、いやどうしようと、本当にどん底を感じる事が多くありました。

寒河江市こども計画では、今きれいに読ませていただくと思って開いたんですけども、アンケートがありました。アンケートに、50%以上の子供や親が大学や大学院まで行かせたいという希望が書いてありました。やっぱり行きたいという子供が自分の未来を見据えて勉強したいと思う気持ちを、私も親として入れた手前、すごい限界を感じていたんですけども、こういう限界を感じないで、子供が自分らしく、こういう勉強をしたいと素直に、希望も、子供たちが高校生まで自分がどういう自分になりたいかという希望があるというアンケートもありました。こんなに希望を持って寒河江市の子供たちは生活しているというので、少し私は安心した、自分はどうできないからと諦めてしまう子供が多いという中、そういうふうに行きたい、

行かせたい保護者がいるということをやっばり市としても、行政としても、自治体としても応援していくということが、こども計画を見ると感じることができました。

やっぱり子供も保護者も希望に満ちて、子育て世代もみんなが希望を持って生活できる環境をつくっていくためにも、負担というのは、ちょっと経験した身として、これがなければ、もっと子供たちに我慢させずにいろいろなことがさせられたなとちょっと思うところもありまして、そういうところも考えて教育環境をもっと整えていくことを、皆さんで予算とか大変な思いして削って削って削ってやっているというのは重々分かっていますけれども、ぜひ子供たちや子育て世代が希望を失わないで生活できるようにお願いして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

- 柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。
再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

- 柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号5番について、16番後藤健一郎議員。
○後藤健一郎議員 壮風会、後藤健一郎です。よろしく願いいたします。

山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備について質問いたします。

西村山地域における医師不足、救急医療体制の維持、そして将来にわたる地域医療の確保という大きな課題に対応するため、山形県と寒河江市が共同で新たな中核病院を整備し、2031年中の開院を目指す方針が示されており

ます。

建設地が現在の陵東中学校敷地に決定したことで、市民の期待が高まる一方、この事業は長期的な事業であり、不安の声も寄せられています。

基本計画案が今年1月に示されたばかりで、今定例会初日に市長から市政の概況で、今月下旬に山形県知事と寒河江市長とで基本計画を決定すると報告があったように、現時点で確定していない事項が多いことは承知しております。

しかし、基本設計、実施設計と具体化が進むほど、軌道修正は難しくなります。そのため、将来の寒河江市民がこんなはずではなかった、こんなの聞いていなかったとならないよう、現時点で想定し得るリスクを俎上にのせ議論することが、今この議場にいる私たちの責務であると私は考えます。

医師や看護師等スタッフの確保や人口減少に伴う医療需要の低下をはじめ、今後について心配なことはいろいろあるのですが、まず今回は、新病院を形づくる部分についての質問について焦点を当てさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、建設費及び運営に関する財政リスクについてであります。

今年1月に示されました基本計画案では、新病院の概算事業費は160億円程度とされておりました。しかし、昨年3月に決定された基本構想では、概算事業費は110億円から123億円程度とされており、基本構想から僅か1年足らずでおおよそ40億円、率にして約3割の増額となりました。

新病院建設に限った話ではありませんが、近年の資材価格の高騰や人手不足は非常に速いペースで進んでおり、建設事業において費用が大きく増加する例が全国で相次いでおります。

例えば、私が目にした長野県松本市の、こちらは市立病院の移転事業でありましたけれども、令和4年度に策定された基本計画の総事業費が87億円でしたが、基本設計段階では124億円となり、昨年6月には概算建設工事費が130億7,900万円、総事業費は153億円となることとが議会に示されました。基本計画時から何と76%の増額です。

本市においても、設計や発注の段階でさらに数十億円単位の増額が起こる可能性は想定外ではなく、起こり得るリスクとして考える必要があると思います。現在、建設費の上昇リスクについて、どの程度を想定しているのか伺います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 建設費の上昇リスクをどの程度想定しているかという御質問をいただきました。

令和8年1月16日に山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会運営委員会で示された基本計画案における新病院整備に係る事業費は、概算で160億円程度を見込んでおり、その大半を占める建設工事費は約119.7億円となっております。

令和7年3月に策定した基本構想時の建設工事費の試算としては、新病院で想定される病床数140から155床の中央値である148床、1床当たりの面積を85平米とし、1平米当たりの工事単価は65万円から75万円として積算した上で、建設工事費を約81.8億円から94.4億円と見込んでおりました。

基本計画案を検討する中で、病床数は、将来における患者数の想定を考慮し、基本構想で整理した下限値である140床、全室個室化等の方針を反映させ、1床当たりの面積を85平米から5平米増の90平米とする条件の変更を行いました。

また、基本計画案では、物価上昇等を踏まえ、

必要な見直しを行ったところであります。

具体的には、まず同種同規模の病院の直近の入札事例から平均工事単価を算出しまして、建築物価指数を用いて時点補正するなどして1平米あたりおおむね85万円としました。さらに、これに、これから令和10年度の建設工事発注までの物価上昇分を上乗せし、1平米当たりの建設工事単価を95万円と見込み、基本計画案における概算の建設工事費として算定したところであります。

今後、令和8年度から令和9年度に基本設計、令和9年度から令和10年度に実施設計と進む段階で、建設工事費に係る積算の精度も逐次向上していくこととなります。その段階ごとにおいて、最新の情報を収集・分析しながら設計内容を精査した上で、県と協議しながら進めていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。今取りあえず平均単価が85万円、平米当たりと。8から10年度ぐらいで95万円ぐらいになるのではということで、現在のほうは見込んでいるということでごさいます、その後やはり先ほど言ったとおり上昇スピードがちょっと今読めていない状況でありますし、さらに加えて円安なんていうのも加味をすると、もしかすると、さらに上昇するという可能性はあるのではないかと私も思っております。

そしてまた、今回の統合新病院は、Z E B O r i e n t e d という厳しい環境基準の達成を目標に掲げておりますので、省エネ性能を高めるためには、やはり断熱材であったりとか空調設備に高度な技術が必要で、建設コストというのをさらに押し上げる要因になるのではないかなということも私思っておりますので、こういったものですとか、あとは今回目玉でもありますけれども、完全個室にするということでもありますので、これらもやは

り建設費がアップする要因だとは思いますが、こういった点についても、よくよく注視して進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどのお話では、95万円、平米と。さらに今後も精査していくということでしたが、建設費が想定以上に上振れした場合というのはどのような対応を検討しているのでしょうか。

例えば、先ほど例に挙げました松本市でありますけれども、建設費の増額だけが問題ではないようですが、昨年6月の議会への報告後、11月には基本計画の見直しが了承され、現在は工事というか建設が一時ストップして、当初の令和10年3月開業予定は先送りされているようでありました。これはもちろん極端な例だとは思いますが、基本計画案に、設計段階等においてさらに精査とあります。

これを超した場合に、精査した結果、想定以上の大幅な増額となってしまった場合は、県との協議だけではなく、財源の構成の再検討、あるいは病床数や施設規模の見直しといった判断も必要になる可能性があるかと思いますが、想定以上の上振れについて、そういったものが生じた場合の判断、市長の考えを伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 ただいまお答えしたとおり、現時点で想定し得る建設工事費の上振れリスクを見込んで新病院の整備費、事業費を160億円程度と見込み基本計画案としているところであります。

しかしながら、想定を超える上振れがあった場合どうかというような御質問をいただきました。確かに、将来どのようなリスクが生じ得るかということは分かりませんので、計画を見直す可能性があることを否定するものではありません。

先ほどの答弁の中で、各段階において最新の情報を収集・分析した上で精査していく旨を

申し上げましたが、来年度から始まる基本設計の段階が確認のタイミングになると考えております。

本市としましても、今後とも、建設資材や労務単価等の物価動向を注視するとともに、適切なコスト管理に努めてまいります。

新病院整備事業においては、本市だけでなく、県と共同で取り組む事業でありますので、財政面に十分留意しつつ、西村山地域の新病院に必要な医療機能や役割が発揮できるよう県と協議調整を密にしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。

県との協議ということもあると思うんですが、やっぱり今どうしてもこういった建設をしたり、もしくは、ほかの、物価とかもそうなんですけれども、日常生活もそうなんですけれども、物価だからしょうがないという、何かその一言を言うと、ずるずる上がってしまう。そして、それもしょうがないものかと受け入れざるを得ないような状況に今なっていると思うんですよね。やっぱりそうになってしまうと、上限がなくなるのでどんどんお金がかかると。そうすると、後ほどもお話ししますが、結局、うちで今から建設するものはこの中学校とか病院だけではなくそのほかのものがありますので、上振れすればするほど余力がなくなる。余力がなくなると、次これを建てたいと思っていたのに、今お金ないからやっぱりできませんわというような話になっては悪いと思いますので、その上振れはやっぱりどこまでか、そして、それ以上超した場合はどうするのかというところをしっかりと、ここまでというようなところで判断をすべきラインというものがしっかり必要になるのではないかなと思います。そのラインに来たときは、もうこれ以上は上昇ではなくて、

じゃ別なところも見直していくという判断も、そのときになっては必要なのではないかと私は思いますので、そういった点もぜひ考慮していただければと思います。

先ほど市長にもあったとおり、基本計画とかにもあるとおり、新病院は山形県と寒河江市が設立する一部事務組合が運営母体となるとしております。また、基本計画案では財政負担割合が山形県65%、寒河江市35%と示されております。

そこで伺います。建設の計画であつたりとか、追加の投資などに関する意思決定はどのように行われるのでしょうか。

例えば、先述した建設費が想定外の増額となり、多分ここが一番私たち興味があるという重要な部分だと思うんですけれども、建設費が想定外の増額になったというときに、山形県議会と寒河江市議会とで判断が分かれた場合はどうなるのか。

山形県議会では、医療水準確保のためには必要である、もしくは、広域医療を考えれば妥当な増額であると判断する一方、寒河江市では、市の負担額だけで数十億円増えてしまうと、先ほど私言いましたが、ほかの公共事業を圧迫してしまう。当初の説明と大きく異なるので市民に説明できないと判断する可能性も私は十分あり得ると思いますし、その逆の場合もあると思います。

このガバナンスの問題というのは、共同運営には必ず付きまとう話であります。運営方針、追加投資について、県と市で意見が分かれた際、どう判断されるのか。

そして、市が反対の意思を示したとしても、県主導で事業が進められ、寒河江市が意図せず不本意な財政負担を迫られるようなリスクはないのか。

一部事務組合による運営は承知をした上で、その前段の財政負担は山形県と寒河江市にな

るわけですから、その場合の意思決定についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本計画案において、建設工事着工年度となる令和10年度には山形県及び本市を構成自治体とする一部事務組合を設立しまして、以降はこの一部事務組合が事業実施主体として事業に取り組む計画となっております。

この一部事務組合が設立するまでの期間については、基本計画に基づきますと、県と本市がそれぞれに役割を分担し、協議を行いながら事業を進めていくということになります。

このため、県と本市のどちらかが最終判断を行うといったことではなくて、それぞれがそれぞれの議会や県民・市民など皆様からいただいた意見を持ち寄って県と市が対等な立場の中で協議・調整を行い、多くの皆様に御理解いただける事業となるよう努力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、将来的な財政負担を伴っていくものでありますので、本市としても責任を持って県と原案を協議し、予算案の提示や市議会や市民の皆様への説明を行ってまいりたいと考えております。

なお、一部事務組合設立に当たっては、県と本市それぞれ議会において議決いただいた上で、総務大臣から設立許可をいただく必要があります。

また、設立後は特別地方公共団体として議会を設置することとなりますので、その中で必要な議論を行いながら意思決定を行っていくことになると考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。

今御説明あったとおり、その前段の時点では結局、後で一部組合設立して、その後の議会

があってというのは、それはそうだと思うんですけども、やっぱりその前段です。特に、お金がかかるものはその前段の場合でございますので、そうすると県とやっぱり市議会と2つ判断する機関があるということは、2つともいいね、もしくは2つとも駄目だねとなればいいんですけども、一方がいいね、一方が駄目だねとなった場合というのが非常にこれが問題だと思うんです。下手すると、要は事業がもう全くそこから進まない、判断が分かれて進まないということもあるかと思うんですが、例えば、そうなった場合、今の時点で何とも言えないかもしれませんが、最終的な調整のルールとか、そういったものというのは、現時点ではお話しはないものではないのでしょうか。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 一部事務組合設立までの間の協議のルールということになりますけれども、具体的なルールということは、今の時点では特に設けてはおりません。

先ほど答弁させていただいたとおりでありますので、この仕組みからいきますと、それぞれにそれぞれの議会です承いただけるような、そんな案を準備していくということが我々が果たすべき責務なのかなというふうに考えております。

以上です。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。

前段で言ったとおり、やっぱり県が主導で進められてしまうとかというようなことがないように、意見が分かれた場合ですけども、ぜひ両者が納得できるような進め方をさせていただければと思います。

先ほど申し上げたとおり、基本計画案では財政負担割合というのは、山形県が65%、寒河江市が35%、そして負担対象とする経費の範

困及び負担額の積算方法の詳細は両者において別途協議するとされております。

私が心配しておりますのは、建設費の増額ももちろんそうなのですが、開院後の赤字についてであります。経常収支は開院5年目に黒字を見込むと試算しているものの、自治体病院経営は一般的に厳しく、額の違いはあれど、これまで山形県立河北病院も寒河江市立病院も赤字でしたので、累積赤字が生じる可能性というのは、これも想定外ではなく起こり得るリスクとして考えなければならないと私は思っております。

特に、今までの市立病院と違って、病院の規模が大きくなるとなると、赤字額も市立病院と比較にはならないぐらい大きくなるということも想定されますけれども、この一番最初に出ている35%という数字だけが独り歩きして、開院後の経常的な運営赤字が発生した場合も一律35%を市が補填し続けなくてはならないのか。

私は、市の一般会計を圧迫し続けることになってしまわないかと危惧しているのですが、経営が赤字になった場合について、現時点でどのように協議されているのか伺います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** ただいま後藤議員から御指摘いただいたとおり、自治体病院だけではない状況ではありますけれども、自治体病院の経営は、全国的に非常に厳しい状況であります。

また、県立病院、市立病院においても、人件費の上昇などから厳しい経営状況となつているところであります。

基本計画策定に当たっては、県と本市の担当者間において開院後の収支シミュレーションなどの議論を重ね、その中で、基本計画においては5年後の経常損益の黒字化という目標を設定するとともに、総務省が定める繰り出し基準を基本とする整備運営に係る経費、そ

のほか出資金及び開院準備経費等のうち35%を本市が負担するものとさせていただきました。

このため、事業収支シミュレーションとそれに基づく開院5年後の黒字化実現に向けて県と共に病院の整備や経営に万全を期すとともに、市民や西村山郡内等、多くの方々から利用していただけるような病院としていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** そうですね、ちょっとここが多分、今回は一番最初申し上げたとおり、まずは病院ができるまでということで今回の質問をさせていただいておりますが、多分、開院後に一番頭を悩ますというのがこの部分だと私は思っております。

一番最初、冒頭でも申し上げましたけれども、やはり人口減少による医療需要が低下してくるということも多く考えられますし、その点、先ほど沖津議員なんかも私の横でお話をされていましてけれども、やっぱりそれが将来に対しては一番大きい不安の部分であると思います。その際に、やはりこの数字だけが独り歩きしていると、いや、常にもうその分寒河江市出さなくちゃいけないよねと、こうなってしまうのが一番怖いなど私は思っております。

ほかのものもそうなんですけれども、建てるのは正直そのときだけのお金なのでまだいいんですけれども、継続していく部分、ほかの建物でいえば維持補修とかメンテナンスにかかりますけれども、病院の場合はやっぱりその後の収益という部分が非常に経営に大きく関わってまいりますので、その部分についても本当にしっかりとシミュレーションをしていただいて、その段階段階においてどんどん精査をしていただきたいと思います。思っております。

次に、国の財政措置と本市負担の見直しにつ

いて伺いたいと思います。

令和7年度の国の補正予算に施設整備促進支援事業というのがありましたけれども、国も近年、病院建設において物価上昇、賃金上昇を踏まえた補助制度が必要と、国のほうでも今認識しているようであります。

新病院整備に関して、国からはどんな補助制度、財政措置が活用であると見込んでいるのか、教えていただければと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 新病院整備に関しまして国からどのような補助制度、財政措置を見込んでいるのかというような御質問をいただきました。

まず、活用可能性がある補助制度について申し上げます。現在策定を進めている本市の立地適正化計画において、当該新病院を本市の都市機能誘導施設とする考えでありますので、国土交通省の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用しまして、市の負担分に充当することについて検討を行っているところであります。

一方、新病院整備費については、公営企業債を発行しまして資金調達を行うことが基本となります。この公営企業債は、新病院の建設工事、医療機器の整備等に充てることができまして、今回の新病院は複数の病院を統合する場合の特例措置の対象となりそうですので、そうなりますと後年度の元利償還金の40%が普通交付税として措置されるということになります。

普通交付税の措置には、1つには整備する施設の床面積当たりの上限額が設けられておりますが、この上限額については、建設工事費の高騰等から年々引き上げられてきているところでもあります。

現時点で将来の地方財政措置を含め正確に試算するという事は困難であります。参考として申し上げますと、令和7年度の1平米当た

り整備費の措置上限額は59万円でありましたが、令和8年度では85万円となる見込みであり、26万円の引上げが予定されております。

この特例措置を活用した場合、構成自治体、県と本市ということになりますが、構成自治体が新病院に負担すべき繰り出し基準は3分の2でありますので、仮に交付税措置の上限額内で建設工事が実施できた場合は、繰り出し基準である3分の2から普通交付税で措置される40%を控除した整備費の約26.6%、15分の4ということになりますが、これが構成自治体、県と市の負担ということになります。

この整備費の約26.6%の金額に現在協議している財政負担割合となる35%を乗じた額が本市の実負担額となる見込みであります。イメージなかなかしにくい数字でありますので、イメージで申し上げますと、整備費のうち、1割を下回る、1割弱の金額になるというようなイメージであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、普通交付税の措置は、整備する施設の床面積当たりの上限額があり、整備費全てが対象となるかどうか、そしてまた都市構造再編集中支援事業費補助金を活用できるかどうかといったことなど、現時点では不透明なところも多い状況でありますので、整備に当たりましては、今後も国の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望、協議を行って財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。

いろいろなやはり補助制度、財政措置のほう、国のほうでも見てくれると。しかも、今回はこういった市単独ではなくて広域で、しかも集約ということもあるので、非常にいろいろ優位なものが使えるということで、大体のイメージとしては1割ぐらいが寒河江市の負担になるのではないかとというようなお話でござ

いました。

その中で、公営企業債ということで、額のほうはまだよく分からないけれども、こういったものを発行されるということでありましたが、現時点で考えているこの企業債は、償還期間としてどれぐらいを考えているかというのは、もうあるものでしょうか。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 償還期間ということの御質問でありますけれども、基本計画案の収支シミュレーションの中では、建設工事費については、償還期間を30年として起債することを見込んでいるところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。すみません、私、そこはもしかすると読んでいなかったかもしれません。

先ほどいろんなシミュレーションして金額を具体的にお伺いしたところ、そこまで大きく負担があるというわけでもないような気がしたので少し安心しているところではありますけれども、本事業はやはり寒河江、西村山地域の医療を守るための必要な投資ではありますが、本市にとって長期にわたる財政負担というものも伴う可能性がある事業でもあります。

大型公共施設というのは、建設を決めるときは一瞬でありますけれども、その借金の返済というのは20年、30年と続きます。先ほど市長の答弁にもありましたとおり、今回については、およそ30年ということでありました。私たちはその負担を、30年といいますと、私、52歳になったばかりですので、82歳だと平均寿命まで生きればぎりぎり生きていたとしても、ちょっと中にはあまりいらっしやらない方も議場の中にはいらっしやるかもしれませんが、非常に30年というのは長い期間だと思っております。だからこそ建

設するときの費用だけではなくて、建てた後、寒河江市の財政運営というのが本当に持続可能なのかという点も、しっかりと今いる私たちが議論する必要があると思います。

そこで、ここからは、ほかの公共事業への影響、将来世代への影響について伺いたいと思います。

2月18日の予算内示会で示された行動計画では、市債発行額、これはこれまで10億円から15億円程度で推移しておりましたけれども、統合中学校建設により、令和9年度は59億6,420万円、令和10年度は54億8,870万円と大きく増加する見込みが示されております。

さらに、これまで順調に減らしてきた市債残高が今後増加に転じ、その後長期的に高い水準で推移する見通しが示されております。

ただ、これらの数字は、今まで議論してまいりました病院建設費というのはまだ含まれておりません。この病院建設事業において、本市の実質公債費比率がどの程度上昇すると試算しているのか伺います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 本市の実質公債費比率がどの程度上昇していくのかという、どの程度上昇するのかと試算しているのかというような御質問をいただきました。

先ほど答弁させていただいたとおり、新病院整備費の大部分は、公営事業債を起債してその財源とすることとなります。

新病院整備に係る起債につきましては、一部事務組合で起債し、償還を行っていくということになりますが、一部事務組合が運営するものも含めて、公営企業が要する経費の財源とする地方債の償還財源に充てたと認められる市からの繰入金、本市の実質公債費比率の算定に計上する必要があるかと伺います。

先ほど御答弁させていただいたとおり、基本計画案の収支シミュレーションでは、建設工

事費については償還期間を30年として起債するという見込んでおります。

一部事務組合が実施する起債手法につきましては、より財政負担の少ない手法を調査検討してまいりますけれども、仮に元金均等払いで利率を2.5%とした場合においては、新病院の建設工事費等に係る部分に関しましては、実質公債費比率を単年度決算で約1%上昇させるものと試算しておるところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。病院に関しても、例えば1%程度の上昇ということでありました。

先ほどお話しした予算内示会で行動計画、その巻末に財政の資料というのがついているわけですが、これを見ても、一般会計の市債残高が令和8年度は161億6,127万円だったのが、5年後の令和12年度は256億8,560万円になるという見込みで、財政調整基金は令和8年度が22億1,837万円だったのが令和12年度は7億137万円。そして、市有施設整備基金というのが、現在、現在というか令和8年度ですね、16億3,550万円になっているところが令和12年度は5億5,000万円になっておりました。

これ計画どおりにいってもこれぐらい減ることになるのでありますので、要は借金、市債が増える。今までこつこつためてきた貯金がぐっと減ると、半分以下になるということになりますので、これに今お話ししている病院だけではなくて中学校もそうですけれども、こういった建設が続いてきて上振れが出たりすると、これがどんどんなくなってくるということになります。

なので、結局予算はあっても何もできない。要は、支払いだけがあるので、入ってきたお金がそのまま支払いになりますというような状況になってしまうと、この後のほかの政策

とか公共事業に与える影響というのが大きいと思いますので、そちらの点をよくよくやっぱり話し合っただけでは進めていかなくてはならないなと思っております。

寒河江市の大型公共施設の建設事業の第1弾として統合中学校建設が今まさに進められております。そして、その数字が見えてきたので、今回のこの5年分の行動計画に盛り込まれたわけなんですけど、この新病院建設というのは、それに続く第2弾の寒河江市にとっては大型建設事業であります。そして、この2つで終わりではありません。市公共施設等総合管理計画とか個別施設計画では、この後も建設事業が続いていきます。

先ほど申し上げたとおり、統合中学校及び新病院の建設費や運営費の上振れによっては、ほかの事業に影響を及ぼすことがこれはもう想定するのは当然だと思うんですけども、現在、私たち議会とか市民の皆さんに示されているのは、先ほど言った行動計画、この5年分ですね、しかありませんので、この病院建設事業が与える財政的な影響というのは、この資料の中には入っておりません。

現時点で建設が決まっている統合中学校、そしてこの新病院を考慮した今後の実質公債費比率のピークは何年度に迎え、どの程度になると試算しているのか伺います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 今後の実質公債比率のピークについて質問いただきました。

2月18日開催の議会全員協議会でお示しさせていただいたところでは、実質公債費比率について、5年後の令和12年度には近年の屋内型児童遊戯施設等の積極的な施設整備に伴う元利償還や新中学校整備に係る起債の利払い等の見込みを踏まえまして、9.7%程度となる見込みとさせていただいたところでありまして、令和13年度以降には、新中学校整備に係る起

債に係る元金償還も開始されますし、実質公債費比率はさらに上昇していくことが見込まれます。

実質公債費比率の算定につきましては、単年度の比率の3か年平均ということであることを踏まえ、新中学校整備に係る起債については、元金均等払いで借り入れた場合、元金支払いの据置期間終了からさらに3年後の令和16年度が実質公債費比率への影響が最大になる年度と考えております。これに新病院整備において各年度に借り入れた起債の元金償還に対する繰り出しが始まる令和18年度が実質公債費比率のピークになるということと想定しておるところでありまして、現時点では最大で18%付近まで比率は悪化しまして、以降は高止まりしていくものと考えております。

このため、今後もさらなる事業見直し等を行いながら、これまで以上に効率的な行財政運営に努めまして、これらの事業による影響を十分吸収できるよう、あらかじめ財政基盤を整えていく必要があると考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。

今市長からもお話ありましたが、令和18年度あたりが今建設しているものを想定しただけでのピークと。この後、要は建設がほかにあるとすると、またもうちょっと、もしかするとピークあるのかもしれませんが、現時点で見えているものとしてのピークが令和18年度、そして実質公債費比率は18%ぐらいになるのではないかなというようにお話ございました。

先ほど市長からのお話もあったとおり、3か年平均で出されるので、極端に1年ごと行ったり来たりしないわけですけれども、なので、建設していくと、どんどんじわりじわり後から後から上がってきて、そしてなかなか下が

らないというのがこの実質公債費比率であります。

議場にいる皆さんはもう御存じかとは思いますが、この実質公債費比率が18%以上になってしまいますと、地方債の発行に際して総務大臣または都道府県知事の許可が必要となる起債許可団体になってしまいますので、多分ここを超えないようにと、何とでもここは死守するというラインが18%だとは思いますが、なかなか先ほど申し上げたとおり建設が続いていくと、じわりじわりと上がってくるので、18%に近くなってからまずいと思っても、もうどうしようもなくその後上がってしまうというのがこの実質公債費比率だと思いますので、やはり18%は超えてはいけない、超えてはいけないわけではないんですけれども、やっぱり要注意のその水準を超える以前に、15とかになってきたら、ちょっと危ないと、体質改善を図っていかないと危ないなというラインがその手前に、そしてじんわり来ると考えると、その数年前にはそういうことをやっていかなくてはならないと思いますので、そこについては、ぜひ今後も注視していただいて、財政についてもしっかりとそのラインを守っていただくところで頑張っていたきたいというのが難しいんですが、そのように心がけていただきたいと思います。

私たちに告示していただいているのが行動計画ですので、今言った18年度頃がピークというのは今初めて分かったところではありますけれども、市の公共施設総合管理計画とか個別施設計画では、短期10年で、中期が11年から20年で、長期が21年から30年と30年先まで計画を立てておりますが、財政の見通しが伴わなければ建設や修繕ができませんので、先ほど今18年度ぐらいでピークだろうと見込めるということは、5年以上の財政の見通し

というものについて当局のほうでは試算されているかと思えます。

もちろんこの時代なのでぶれはあるかと思いますが、ある程度の中長期財政の見通しについて、試算しているものがありましたら、市民の皆さんとか、そして私たち議会に示していただくと、私たちもより責任を持った判断ができるのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 中長期の財政見通しを示していただくことができないのかというようなお話いただきました。

令和5年度に行いました新中学校整備を含めました学校施設整備計画の策定でありますとか、県立河北病院と市立病院の統合再編への合意等を受けまして、大規模事業が今後立て続けに実施される見込みとなっております。

大規模事業が続く中で、健全な財政運営を維持していくためには、これまでの5年間の財政計画に加えまして、より中長期的な視点で今後の財政見通しを把握し、これらの事業を進めていくことが重要であると考えております。

後藤議員がおっしゃいますとおり、中長期の財政見通しを議会などと共有するということは、これまで以上に長期的視点に立った将来に向けて、より責任ある活発な議論に資するものと認識しております。

しかしながら、10年先、20年先等々といった長期の財政見通しを示すこととなりますと、現在でも上振れ予測が難しい、変動幅の大きい時期にある中で、社会情勢、経済状況等の変化といった様々な要素に対しまして、どこまで織り込むことができ、そして実態との乖離が小さく正確性を備えたものを示していけるかという課題もございます。あまり振り幅が大きくなりますと、意味のある議論がで

きないという可能性があるとも考えております。

このため、ほかの自治体の状況等も研究しながら、どのような形でお示しすることが可能なか、時期的な視点、タイミングも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤議員。

○後藤健一郎議員 休憩前になりますけれども、市長からは、現時点でも様々な要素で変動があると。そして、さらには10年、20年、30年と長期になればなるほど振れ幅が大きいの、なかなか中長期の財政の見通しを示すのは難しいというようなお話でございました。確かに私もそうだと思います。また示してしまうと、その数字がやはり独り歩きしてしまう可能性もありますので、なかなかそう簡単にはいかない話だと思いますが、議会、そして市民が、よりよい、そしてより納得できる判断をするためにも、ぜひ、出し方も含めてですが、検討していただければと思います。

寒河江市のウェブサイトを見ますと、公開されている財政資料の中で一番古いのは平成17年度でした。先ほど実質公債費比率18%は死守したいラインですよというようにお話を市長とも確認したところでありますけれども、この年の実質公債費比率は21.8%、経常収支比率は96.4、翌18年度は、実質公債費比率は23.3%、経常収支比率が95.7、19年度は19.4%で98.1、20年度は19.0%で99.6、21年度が18%で96.8%、22年度が17.6%で91.2となっております。確認することができる財政資料では、平成19年、20年あたりが、寒河江市が財政的に最も苦勞し

たときだったのではないかと、この資料からは推察できます。

このとき考えますと、もちろん私は議員ではありませんが、駅前中心市街地整備、そして醍醐小学校、あとハートフルセンターなどの建設が重なっている頃でありまして、それを受けて市では抜本的な行財政改革をすべく、寒河江市行財政改革大綱を、これ平成18年度ですけれども、策定されているようでありました。

よく市の財政厳しいとか、自治体の財政が厳しいという言葉あるんですけども、これ、お金はあるけれどもできないという、既存事業に多くの財源が固定化されて新たな政策に使える財源が少ないことを示す言葉であります。

今定例会初日に市長から令和8年度の市政方針、言い換えれば令和8年度に新しくやりたいこと、拡充したいことの説明がございました。いろいろ項目を挙げていらっしゃいましたけれども、私が説明するまでもなく、経常収支比率が100に近づけば、たとえ今年のように242億円あったとしても、維持するのが精いっぱい新しいことはできませんの一言で終わってしまいました。

2007年に財政再建団体になった北海道夕張市ですが、来年3月に財政再建を完了し、20年ぶりに自治権を回復いたします。しかし、最高の住民負担、最低のサービスと、いわゆる徹底した歳出削減で、この間、人口は半減、高齢化率約54%と、急激な高齢化と人口減少の疲弊した小さなまちになってしまいました。

私たち議会も、市長をはじめとした市当局も、市政に携わる者の大きな目的は、よりよい寒河江市を将来世代へ引き継ぐことであります。

私は、昨年9月定例会において、自治体の時限爆弾とも言われる公共施設マネジメントについて一般質問を行いました。続く12月定例会では、収支を上回る事業を続け、基金を取り崩した結果、財政難宣言をせざるを得なくなった自

治体が全国で相次いでいることを受け、本市の財政運営について質問をいたしました。

今回の一般質問は、その2つの議論を踏まえ、現在進められている大型公共施設建設事業と本市の財政の将来を重ね合わせて伺ったものであります。

私は、この山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に反対しているわけではありません。ただ、事業規模が大きいからこそ、楽観的な見通しではなく、想定し得るリスクを事前に議論し、市民に対しても十分な説明責任を果たしていくことが必要であると考えております。

また、県と市の共同事業であるからこそ、意思決定の在り方や財政負担の在り方について透明性と納得性が求められるものだと考えております。

病院を建設することが目的ではなく、第7次寒河江市振興計画の基本政策3、全ての市民の健康と安全・安心の確保が目的でありますので、地域医療と市財政の持続性の両立を強く求めて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号6番について、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号6番、学校の校内環境について質問させていただきます。

まず、学級経営上、困難を抱える状況への対応について質問させていただきます。

近年、一部の学級において、担任の先生の指示が通らない、授業中落ち着いて学習できない等の児童が複数見られる、授業が計画どおり進行しない、学習内容の定着に大きな差が生じているなど、教育活動の継続に支障が生

じているとの声を耳にしております。

これは1つの学校や1人の教員の問題ではなく、学校、家庭、地域が連携して解決すべき教育課題であると考え、以下質問をいたします。

現状と原因の認識について。

学級経営上、大きな困難を抱えている状態について、私が把握しているのは一部かと思えます。寒河江市全体としては現在どのような状況なのか、またその要因をどのように分析しているのか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学級経営上、困難を抱えている学級の状況につきましては、年3回、学期ごとに調査しております。

困難を抱えている学級の具体的な状況としては、ごみが散らかるなど教室が乱雑になる、授業中に学習用具を出さない、私語などにより指示が通らなくなる、教室を抜け出す児童生徒がいるなどの状況が見られることです。

こうした学級経営上、困難を抱えている学級は、今年度の1学期の報告では7学級ありました。そのうち1学期から2学期にかけて4つの学級の状況が改善され、現在、3つの学級が引き続き改善に取り組んでいる状況です。

学級が落ち着かなくなる要因は様々であり、教員の指導の在り方、校内の連携や協力の状況、特別な配慮が必要な児童生徒への対応の仕方、家庭との連携や保護者の理解等、複合的な要因が重なって起きる場合が多い状況です。

例えば、児童生徒が、授業の内容がよく分からなかったり、授業の進め方に不満を持ったり、いじめや問題行動への初期対応が遅れ、児童生徒との信頼関係が築けなかったり、学級経営に柔軟性が不足し、指示や指導が一方的になっていることに子供たちの不満が高まっている場合などもあります。

また、学級経営に課題があっても、学級担任1人が抱え込み、学年主任や管理職との連携が取れていなかったり、講師も含め、経験の少ない若手教員が増えたことや、多忙化により学校としてのフォロー体制がうまく構築されていなかったりすることも要因として挙げられると思います。

さらには、自己肯定感がとても低かったり、学校や家庭に自分の居場所を感じられなかったり、友人や大人とのコミュニケーションが苦手だったりする特別な支援を必要とする児童生徒が増え、集団行動が困難になるというケースも生じています。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 様々な要因があると思いますが、まずは家庭への協力要請についてお聞きします。

授業規律や生活習慣の定着には家庭の理解と協力が不可欠であります。学校任せとなり、保護者が状況を十分把握していないケースも見受けられます。

家庭に対して、学習環境づくり、生活習慣の改善、学校指導への協力、そういったことを求める働きかけが必要ではないでしょうか。

私は、保護者への学級の現状の具体的な周知とともに、要請を強化すべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 子供たちの健やかな成長のためには、学校や家庭、地域との連携協力が欠かせません。また、一人一人の子供の様子や学級の現状をきちんと保護者へお伝えすることは、学校の責任であると考えます。

その上で、家庭にお願いしたいこともきちんとお伝えし、家庭と学校が協力して子供たちを育てていくことは、子供の成長にとってとても大切なことです。

私も校長をしているときには、PTA総会等

の場で、保護者の皆様に、学校は子供たちの成長のため精いっぱい頑張ります。しかし、全て学校任せでは子供たちは育ちません。学校と家庭がそれぞれの役割を分担し、一緒になって子供たちの成長を支援し見守ることが大切であるということをお話しし、お願いをしてきました。

御家庭への協力要請としては、例えば、子供たちにとって心に抱えている不満やストレスをつぶやくことができる、出すことができる、そうした環境があることがとても大切です。そのためには、それぞれの家庭が安心できる居心地のいい居場所であることが大事な鍵となります。保護者の皆様が子供の声に耳を傾け、ありのままの子供の姿を受容することが子供たちの自己肯定感を高めることにつながります。そして、その自己肯定感の高まりが自分や友達を大切にす思いやりの心を育んでいきます。

また、学級が落ち着かない状況になった場合には、保護者の方々から授業の様子等を見ていただいたり、これからどんな学級にしていきたいかを、学校、子供たち、保護者が共に考える機会を設けたりすることも必要であると思います。

そして、課題を明らかにし、目指すべきところを共有し、それぞれの立場や環境の中で、具体的に何をしなければならぬかを明確にし、行動することが重要であると考えます。

- 柏倉信一議長** 月光議員。
- 月光裕晶議員** 教育長がおっしゃいますとおり、一番いいのは、保護者に授業の様子を見ていただくことかと思います。授業参観とかそういったものはあるんですけども、やはり授業参観のときになると、子供たちはおとなしく授業を聞いているわけでございます。ですので、保護者がもっと気軽に、急にでも見に来られるような状況づくりが必要ではないか

なと思いますので、ぜひその辺もよろしくお考えになっていただければと思います。

次に、学力低下への対応と人的支援についてお伺いいたします。

基礎学力の定着が不十分な児童が増え、授業の進行に影響が出ているとの指摘があります。加えて、授業中の端末使用のルールが守られない、学習活動に参加しない児童が周囲の学習環境へ影響を及ぼす状況も見られます。

実際私が目にしたのは、掛け算がおぼつかない3・4年生の姿です。本来ならば、2年生で覚えておかなければいけない学習であります。掛け算というのは、この後も多くの面で算数・数学に関わってくるものでありますので、今のこの状況はとても危険ではないかと考えております。

さらには、授業中にタブレットでゲームをしている児童もいて、それを見たほかの児童がうらやましく思い、あの子がやっているなら自分もやってみようというような考えを持つこともあるようです。

そして、学習支援員の先生が特定の子につきっきりになってしまうことがあり、クラス全体の学習支援ができていない状況もあるといえます。

そこで、そういった授業へ悪影響を及ぼす児童などへの対応として、今既に導入済みの学校もあると伺っておりますが、地域のボランティアの方のお力を借りるという施策を市内全域の学校に導入を進めるべきと考えますが、見解を求めます。

- 柏倉信一議長** 佐藤教育長。
- 佐藤志津男教育長** 学級が落ち着かなくなる状況になることの大きな要因の一つとして、授業の内容や指導方法が学級の実態に合っていないということが挙げられます。

子供たちにとって、授業がつまらない、学習内容が理解できないという状況では、学習に

喜びや楽しみが見いだせないストレスから私語や立ち歩きが増えるというふうな悪循環を生み出します。

こうした負のスパイラルを断ち切り、一人一人が意欲を持って学習に向かうためには、児童生徒にとって授業が分かる、楽しいものであることが最も重要です。

そのためには、教員一人一人の授業力の向上、児童生徒の学習状況を十分に捉えること、そして学級における人間関係、悩みや困り感の把握が必要です。

そのためには、働き方改革を一層推進し、教材研究や児童生徒理解に充てられる時間を確保していくことも大切です。

そして、学校全体で授業改善に取り組み、学力向上支援員や特別教育支援員、またはほかの教員と連携し、チーム・ティーチングなどの指導方法を工夫しながら、魅力ある授業づくりを行っていくことが児童生徒の学力向上、居心地のいい学級づくりにつながっていくと考えます。

また、月光議員御指摘のように、学習や生活の面で地域の方々のお力を借りることも有効であると思います。現在も、例えばある小学校では、授業や給食、清掃の時間に地域の方々から週2回程度学校に来てもらい、お手伝いいただいています。複数の目で、そして学校の職員以外の方の目で子供たちの学校生活の様子を見守っていくことは、これまで見えていなかったことへの気づきも可能となり、子供たちの安心感を育むとともに、学校と地域との関わりを深めていくことにもつながるものと思います。

今後、市内のほかの学校でも、地域ボランティアを導入することを推奨していき、全ての児童生徒にとって安心・安全な学びの場を保障していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

私が住んでいる柴橋地区では子供が大分減っておりまして、ですので、地域の方も子供と触れ合う機会がなくなってきていると言っております。ただ、やはり下校のときとかに、楽しそうに下校している子供を見ると、すごくほほ笑ましいとおっしゃってくださる方がたくさんいらっしゃいます。地域ボランティアによって子供と触れ合う機会というのでできれば、その方たちにとってもいいことかなと思いますので、ぜひ市内全体に、教育長答弁してくださったように実施していただきたいとお願いたします。

次に、教員配置と負担軽減についてお聞きしたいと思います。

学級運営の困難さが教員の精神的負担を増大させ、指導の質の低下や離職の要因ともなり得ます。現在、ある学級では、算数を教員3人体制で教えているような状況になっております。担任の先生の負担を学校全体で軽減しようとしているのはすばらしいことではありますが、まずその前に教員の経験や適性を踏まえた配置をするべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 教員の経験や適性を踏まえた配置をすべきではないかという御指摘ですが、そのとおりであると私も思います。

実際に教職員の人事を担当する村山教育事務所でも、その点については、可能な限り各校のバランスを考えながら配置を行っています。

しかしながら、学校が望むような配置は難しい状況にあります。

その要因の一つとして、教員全体の年齢構成のアンバランスがあります。学校の中堅となる30代後半から40代の教員の数が極端に少なく、50代のベテラン世代と20代の若手が多く、

二極化している状況です。これは本市だけでなく、全国的にも同様の傾向が見られます。

また、教員の成り手不足も深刻な状況です。その結果、講師を務めてくださる方も激減しています。

さらには、先ほど申し上げましたように、20代や30代前半の教員が多いということは、産休、育休を取得する教員も多いということです。加えて近年は、これはよいことではあります。男性の育児への参画も進み、男性育休の取得も増えています。こうしたことから、産前産後休暇、育児休暇や病気休暇などの代替者として配置される講師の方も不足している現状があります。かつては、講師の方は、まず非常勤講師で経験を積んでから担任をするといったこともできましたが、今は厳しい、難しい状況です。

さらには、児童生徒数の減少により、各学校の教職員定数の減少ということもあります。各学校では、そうした状況の中、経験や適性を踏まえ、どの学年、どの学級を任せるかを熟慮した上で学級担任を決めております。

また、経験の浅い若手とベテラン教員で学年を組んだり、お互いに授業を見せ合うなどの研修を行ったりしながら、教員一人一人の授業力の向上を図っているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 今世間一般では、教員はブラック職ということで、もうほぼ定着しております。やはり、そうすると教員になりたいという方もいなくなってしまうかと思えます。わざわざ大変なところに就職しなくても、ほかにいい就職口がたくさんあると。やはり教員の労働環境というのは改善すべきでありますし、今改善するためにいろんなところが頑張っているところではあると思えますが、若い教員の方で、なかなか今、何というんですかね、心が弱い方が結構いらっしゃるとこの

をちょっとお聞きしまして、そういった方ばかりではないと思うんですけども、そういった方が、学生が終わり教員として学校に入ったときに、あまりにもギャップがすご過ぎて、そこで心が折れてしまって、教員として続けていけないというようなことが、ある程度あると聞いております。

教員は、授業するというのが大前提でしょうけれども、それ以外の業務もたくさんあって、そこをどのように改善していくかというのがこれからの課題にはなると思えますが、それに関しまして次の質問をさせていただきます。

先日、ある教員の方と話すことができました。その方はとても前向きなイメージでしたが、珍しく現在頭を悩ますことがあるとのことでした。

ある児童が、授業には参加せず、校内を自由に歩き回り、そして何か気に入らないことがあれば暴れ、大人数名で取り押さえる、そういった状況にあると。学校側は、発達障がいなどの検査をお願いしたりはしているのですが、その保護者は聞く耳を持たず、逆に教員の指導がよくないのではないかと意見をしてくるような状況だと言います。

これは現場の教員に過度の負担がかかっているのは事実です。担任の先生は泣きながら保護者とやり取りをしているともお聞きしました。

私は、そういったことを円満に解決するためにも、担任の先生や教員全員の負担を減らすためにも、教員が教育に専念できる環境整備として、そのような保護者対応に専門的に関わる職員の配置をするべきではないかと考えますが、教育長の見解を求めます。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 保護者対応に専門的に関わる教員の配置については、山形県では、保護者や地域からの過剰な要求や苦情等に対し、

学校だけでは解決が難しい場合には、弁護士から法的な判断や専門的な助言を仰ぐことができるスクールロイヤー派遣事業を行っております。

また、経験豊かな学校管理職経験者等を学校問題解決支援コーディネーターとして活用するという動きも出てきております。

本市でも、必要に応じて、こうした県の事業を活用していくことを検討してまいります。

また、教育委員会としましても、各学校に対して、保護者や地域から何らかの訴えがあった際には、きちんとお話をお聞きすること、事実確認を確実にを行うこと、記録をしっかり取っておくこと等の初期対応の徹底をお願いしております。

また、担任や1人の教員が個人だけで解決しようとせず、必ず管理職に報告し、組織として対応することを指導しております。

さらには、学校だけでは解決が困難だと思われる事案に対しては、教育委員会と連携して対応していく体制を整えております。今年度からは、市の会計年度職員として任用しましたスクールソーシャルワーカーも教育や福祉の知識・経験を基に、困り感を抱えている児童生徒や保護者の状況を丁寧に分析しながら対応しているところです。

こうした連携が教員の働き方改革を推進し、児童生徒の教育に専念できる環境の整備、教員の負担軽減にもつながっていくものと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 本当にこの件に関しては、教員には物すごい負担になっていると、そのように私感じておりますので、早めに対応のほうをしていただければと思います。

まず早めに対応するにしても、やはり教員から、そこの現場の責任者、校長先生でしたり教頭先生、そこから教育委員会に来るかと思

うんですけれども、その流れがやはり少し滞ってしまうと、どうしても対応が遅くなってしまうこともあるかと思います。

そこで、未然防止と早期対応についてお聞きします。

こういった事案は、発生してから長時間経過するほど解決が困難となります。学校が把握した段階で教育委員会が早期に支援へ入る仕組みが重要であります。早期発見の基準と報告の徹底、教育委員会の介入時期、学校支援チームの派遣体制について、今後どのように強化していくのか、教育長の見解を求めます。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 月光議員がおっしゃるように、こうした学級経営が困難になっている事案は、早期対応が問題解決の鍵となります。そしてまた、その前の段階として、こうした状況にならないような具体的な対策が必要です。

その一つとして、小学校における教科担任制の導入を進めています。小学校では、ほとんどの教科を担当1人で指導することが多いわけですが、教科担任制の導入により、複数の教員の目でその学級の児童を見ることにより、課題の早期把握にもつながります。

また、それぞれの教員が得意な教科や分野を担当することにより、子供にとってより分かる授業の実践にもつながります。

さらには、教材研究の負担軽減や深化といった面でも効果が期待できます。

学校から教育委員会への相談等に関しては、学級に落ち着きがなくなってきた、特定の児童生徒の行動が気になる、いじめや不登校などの兆候があるなどの場合には、学校ではケース会議等を行い、教職員間での情報共有や対応の検討、役割分担を行います。

多くの場合は、このケース会議を開く段階で、学校から教育委員会に報告が入ります。そう

した場合には、教育委員会の指導主事はその学校に赴き、該当児童生徒や学級全体の様子を見てきたり、学級担任と面談したりしながら解決策を共に考えていきます。学校の管理職とも面談を行い、学級担任が1人で抱え込むことのないよう、組織的なフォロー体制について指導し、確認をしております。

状況の改善が見られた学級についても、そこで終わることなく、その後の変化も見守りながら継続的な支援を続けております。

学校支援チームという点については、先ほど申し上げましたように、今年度から寒河江市で任用したスクールソーシャルワーカー、SSWと呼んでおりますが、このSSWと指導主事が共に学校を訪問し、SSWが教育分野や福祉分野の知識・経験を基に、困り感を抱えている児童生徒の状況を丁寧に分析しながら面談を行っております。また、児童生徒本人だけでなく、保護者との面談も行い、課題の解決に向けて支援しております。

学級経営上、困難を抱えていたある学級では、約半数の児童生徒または保護者がSSWとの面談を希望している状況です。誰かに相談できる、否定せずに自分の話を聞いてもらえるというような安心感が心にゆとりを生み、その結果、課題解決に向けて一歩前進したり、今ある状況が改善していったりという好循環につながると期待されています。

このような支援体制をなお一層強化し、学級経営上、困難を抱える学級がなくなっていくこと、そして市内全ての学校が安全・安心な居場所となっていくことを目指してまいります。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ぜひ、ケース会議の段階で報告するとおっしゃっていましたが、その報告をするというのを徹底してやっていただければと思います。

それと、ソーシャルワーカーの方、頑張ってくださいているのは存じ上げております。ただ、その方の業務も過多にならないように、そういったところの配慮も併せてお願いしたいと思います。

次に、子供への盗撮防止対策についてお聞きします。

昨年、名古屋市、横浜市、北海道、岡山県などの小中学校教員を含むグループが女子児童を盗撮し、SNS上で動画や画像を共有していたことが発覚しました。この事件では5人以上の教員が逮捕されており、AI技術を用いてディープフェイク画像を作成していたケースも含まれていたようです。この事件は、保護者に大きな衝撃と不安を与えました。

そのほかにも、子供の尊厳を著しく傷つける盗撮事案が全国で発生しており、学校の安全性に対する保護者の不安は計り知れません。

そして、まだ被害はないにしても、全国の自治体でも被害を未然に防ぐ体制整備は急務であると考え、以下質問いたします。

施設面の防止対策について。

トイレ、更衣室等における定期点検の実施状況、通信機器の持込みや校内撮影に関するルールの整備状況を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 月光議員御指摘のとおり、近年、全国的に児童生徒に対する盗撮事案が多発しております。言うまでもなく、学校は子供たちにとって安全・安心な場所ではなくはなりません。

施設面での盗撮の防止のための対策としては、各学校では毎月1回、校舎内外の施設等の安全点検を実施しております。その中で、トイレや更衣室なども含めて、盗撮の可能性も意識しながら、盗撮用カメラ等の不審物の有無や死角となって目が届きにくくなっている箇所について、安全面だけでなく防犯面の視点

からも点検を行っております。

また、通信機器の持込みや校内撮影に関するルールの整備についてですが、こちらにつきましては、山形県教育委員会が作成した教職員のICT機器利活用ハンドブックに、授業等でICT機器を活用する際の基本ルールとして記載されております。

その内容は、教育活動でICT機器を利用する際には、原則、私物の機材、つまり個人のカメラやスマートフォン等を使用しないことや画像データを適切に管理することなどです。

このハンドブックに記載されている基本ルールに基づいて適切に利活用を行うこと、また基本となるルールやモラル、留意点について示したICT機器利活用チェックリストを活用して常日頃から実行すべき内容を点検・再確認するよう教職員に指導しているところです。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 では次に、教職員及び児童生徒への指導についてお聞きします。

教職員のコンプライアンス研修、盗撮が犯罪であることの指導、身体の権利に関する教育や不審機器発見時の対応教育をどのように実施しているのか伺います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 教職員へのコンプライアンス、サービスにつきましては、不祥事が発生したときだけでなく、年度初めや定期的な職員会議、管理職ではなく教職員が主体となって話し合いや研修を行う校内倫理委員会などの場で、各学校の計画に基づいて管理職から教職員への指導やお互いの研修を行っています。

また、県教育委員会でも、教員のライフステージに応じて、初任者研修や2・3年次フォローアップ研修、5年経験者研修、中堅教員等資質向上研修などを行っておりますが、その中でも、不祥事の未然防止に向けたサービスの

研修を該当教員に対して行っております。

また、令和5年7月に施行された性的姿態撮影等処罰法や盗撮防止に係る県教育長通知を基に、盗撮は犯罪であり、事件に関与した教員は逮捕されること、盗撮等に係る内容も厳罰化されており、該当すれば懲戒免職処分になることにつきましても、所属職員に確認・指導をしております。

児童生徒への指導につきましては、保健指導や性教育などを通して、水着で隠れる部分などのいわゆるプライベートゾーンは自分だけの大切な場所であること、相手の大切などところを見たり触ったりしないこと、嫌な触られ方をしたときの対応などについて指導をしているところです。

子供たちを性犯罪・性暴力の被害者や加害者、そして傍観者にさせないためにも、文部科学省の指導資料などを活用しながら、生命を大切に考えることや自分や相手一人一人を尊重する態度などを発達段階に応じて身につける命の安全教育に取り組んでまいります。

あわせて、校内で不審な機器を見つけた場合には学校の教職員に知らせることについても児童生徒に指導しておりますが、繰り返し徹底してまいります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 子供への教育をしてくださっているということではありますが、ぜひそちらも、家庭でも教育をしてもらうように、そういった家庭への情報共有、家庭への要請ですね、先ほども言いましたけれども、家庭への要請も併せてぜひ行っていただきたいと思っております。

次に、通報体制についてお聞きします。

児童生徒や保護者が安心して相談できる匿名相談窓口、外部第三者窓口、通報者保護の仕組みの整備状況を伺います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 学校では日頃から相談でき

る人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒に何か困ったことが起きた場合は、学校の相談しやすい教職員等に話をすることをSOSの出し方教室などを通して指導しております。

盗撮や性暴力の被害に遭った際には、どうしても教職員に相談できないことがあることも想定されます。

そこで県では、電話やウェブの受付フォームから相談できる窓口、ハラスメントほっと相談を開設しております。

毎年各学校では、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく児童生徒へのアンケートを実施しておりますが、今年度、児童生徒や保護者に対してこの相談窓口を周知しているところです。

この窓口に相談する際には、名前を言わなくても相談することができ、相談したことで困ることがないように、相談者を保護する体制も取られております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** それでは、今後の防止対策についてお聞きします。

子供たちが安心して学校生活を送れる環境を守ることは、教育行政の根幹であります。

そこで、今後の対策として、年1回の学校施設総点検、教職員への定期的な服務規律、性犯罪防止研修、盗撮防止マニュアル及び発覚時フローチャート整備、そして最後に第三者チェック体制の構築、そういったことを進めていくべきと考えますが、市として盗撮を絶対に許さないという強い決意の下、どのように具体策を講じていくのか、教育長の見解を求めます。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 先ほどお話ししましたように、市内の各学校においては、毎月1回、安全面や防犯面から校舎内外の施設等の安全点

検を実施しております。こうした点検を、盗撮の未然防止という視点も持ちながら、毎月確実に行う、その積み重ねが大切であると考えます。

今後も、複数の教職員のもので、そして、同じ箇所ばかり点検しているとマンネリ化し見逃しが起きる可能性もあるので、担当箇所を変えながら定期的に安全点検を実施していくよう指導してまいります。

また、教職員だけでなく、時には児童生徒も一緒に行う安全点検や定期点検以外の不定期な点検なども効果的と思われるので、実施してまいりたいというふうに思います。

また、学校施設内には様々なものがありますが、日頃から整理整頓に努めることで、これまでなかった不審な機器が設置されても、その変化に気づくことができます。日々の教育活動において、常に整理整頓を心がけ、児童生徒が気持ちよく学習できる環境づくりを進めていくことも盗撮防止につながると考えます。

さらにまた、学校行事等の場合も注意しなければなりません。多くの方々が、子供たちが活動している様子を撮影している状況だと思えます。しかし、その中で不審な行動を取る人がいることも考えられます。保護者の方々の協力もいただきながら、一緒に巡回するなどの行動が盗撮の抑止力にもなるものと考えます。

教職員に対する服務規律や性犯罪防止のための研修につきましても、各学校で定期的に行っているところですが、盗撮に関する内容も含めて毎年確実に実施するよう、教育委員会からも改めて働きかけを行ってまいりたいと思えます。

議員からは、盗撮防止マニュアルや発覚時のフローチャートの整備についても御提案をいただきました。盗撮の未然防止に向けた点検

や研修等の取組、発覚時の対応などをまとめたガイドラインを本市におきましても作成してまいりたいと思います。

また、こうした具体的施策や体制等につきましては、各学校の学校運営協議会にも報告するなどしてチェック体制も整えていくよう指導してまいりたいと思います。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 点検を行ってくださっているとおっしゃっていましたが、ぜひ、盗撮に特化したような、そういった点検も、たまにでもいいので、いろんな点検の中にそういった盗撮防止のチェック項目を入れるのではなくて、そういったものを特化した点検などもぜひたまにでもいいのでやっていただいて、そしてやはり教員が犯行、教員が盗撮をするというのがある程度多いのかなと思いますので、教員の方々を含めない、完全な第三者でのぜひチェック体制といいますか、点検もお考えになっていただきたいと思います。

ぜひ、市内の子供たちが安全に学校に通えるように、教育長には今後も御尽力のほどお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は以上であります。

散 会 午後1時51分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。